

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

平成30年第4回沖縄県議会（定例会）閉会中

平成30年10月10日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成30年10月10日 水曜日
開 会 午前10時15分
散 会 午後 3 時46分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 平成30年第6回議会乙第1号議案 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例

出 席 委 員

委 員 長	仲宗根	悟 君
副 委 員 長	親 川	敬 君
委 員	山 川 典 二	君
委 員	花 城 大 輔	君
委 員	末 松 文 信	君
委 員	照 屋 守 之	君
委 員	宮 城 一 郎	君
委 員	照 屋 大 河	君
委 員	新 垣 清 涼	君
委 員	瀬 長 美佐雄	君
委 員	渡久地	修 君

委員 金城 勉 君
委員 當間 盛夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	池田竹州君
基地対策統括監	渡嘉敷道夫君
辺野古新基地建設問題対策課長	多良間一弘君
辺野古新基地建設問題対策課副参事	田代寛幸君

○仲宗根悟委員長 ただいまから米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例を議題といたします。

本日の説明員として知事公室長の出席を求めています。

これより、平成30年第6回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例について審査を行います。9月20日の委員会において本議案に関する説明は終えていることから、直ちに質疑を行いたいと思います。

なお、質疑・答弁にあたっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 確認も含めて質疑いたしますが、今回、県民投票条例の修正意見も含めての議案が出ておりますが、実は、我が会派の西銘啓史郎県議が2月議会に一当時は謝花副知事が知事公室長で、この県民投票についても答弁し

ておりますので、当時の質疑の内容を御紹介いたします。西銘県議が県民投票を実施できるかということについて、当時の謝花知事公室長はこのように答えています。平成8年当時—これは22年前の県民投票条例の件ですが、平成8年当時には、いわゆる地方分権改革が進む前の段階でございまして、「平成11年の地方分権改革によりまして、国と都道府県また都道府県と市町村の間も対等・協力の関係になったというふうに考えております。したがって県民投票、いろいろ署名活動などで一定数集まった場合には条例を制定することになりますけれども」—ここからが重要です。「この県の条例でもって市町村に事務を強制するということは、今の自治法上は難しいのかなというふうに考えているところでございます。」と答弁しています。そして、6月議会でも池田知事公室長に対して質問をしておりますが、少し紹介いたします。「条例案というのは誰が作成するというふうに理解したらよろしいでしょうか。」という西銘県議の質問に対して池田知事公室長は、「今回、5月1日に県民投票条例の制定を請求する代表者の方が条例案を携えまして、今県民投票の署名活動を行っております。その条例案というの、今はもう示されております。いわゆる署名活動に際してこの条例案に基づく署名活動を行っているような形になるかと思えます。」、そして西銘県議は、「ということは、今、署名活動に添付されているのかよく見ていませんけれども、その条例案がそのまま議会に提出されるという理解でよろしいですか。」と聞いており、知事公室長は、「知事は意見を付すことはできますが、いわゆる条例案について修正する権限はございませんので、そのまま出される形になるかと思えます。」と答弁しております。確認も含めて、謝花副知事も知事公室長時代に今御紹介したように地方自治法上、市町村にこの事務を強制することは難しい。そして今、知事公室長からも修正はできないということでの答弁がありますが、実際今回、修正意見が含まれて当局から提出されております。制度の意味で、どういう経緯でそのようになったのか、なぜその答弁をした後に今回の修正になったのか、御説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 今、委員からもありましたが、地方自治法第74条第3項では、長は、意見をつけてこれを議会に付議しなければならないとされております。そして、この意見につきましては、規定の不備、その他立法的な見解も含まれているとなっております。県としましては、条例制定請求の趣旨を逸脱しない範囲で字句の整理と法制面からの修正意見として付しているものでございまして、条例案そのものを修正しているわけではございません。あと、地方自治法に基づく事務の委任ですが、市町村に事務を移譲することができる

いいですか、県民投票の事務につきましては市町村でやっていただく必要があることから、地方自治法の規定に基づき、現在、市町村長との協議を行っているところでございます。

○山川典二委員 市町村の事務処理の特例等につきましては後ほど質疑しますが、一旦、今回の条例案の中身について簡潔に質疑をしていきたいと思えます。

まず、今回の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の第1条、目的の部分に「県民の意思を的確に反映させることを目的とする」と書かれておりますが、県民の意思を的確という部分の考え方、定義について、当局としてはどのように考えていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 条例案、第1条の県民の意思を的確に反映させることの意味ですが、県としましては、県民が県民投票を通じて辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否についてその意思を表明し、その結果を本件埋め立てに対し直接反映させたいという意味と考えております。

○山川典二委員 反映させることはいいのですが、例えば投票率の問題であるとか、各市町村に事務を委任する場合でも市町村の中でも今回の投票条例が通過した後の一仮定ではありますが、それに協力しないという自治体が出てくる可能性もあるわけです。ですから、的確という部分について、例えば投票率が60%以上であれば了とするとか、何かそういうシミュレーションというのはありませんか。今、抽象的なイメージだけはわかりますが、それについて条例請求者の皆さんとの協議、議論はありませんでしたか。

○池田竹州知事公室長 県民投票の請求者と県との条例制定の内容をめぐって事前の調整というのは一切ございません。これは請求者の皆さんがみずからの意思で発案したものでございまして、私どもがこの件についていろいろな意見を交換するようなものではないと考えております。ですから、先ほど基地対策統括監が答えたように、県としては県民が賛否について意思を表明し、その結果を直接反映させたいというような形で理解しているところでございます。

○山川典二委員 要するに、意見に付すということでの修正は皆さんでなさっているわけですから、この辺については請求者から提案された条文をそのまま一うのみとは言いませんが、尊重してやっているということですね。当局としての的確な部分のシミュレーションはなさっていないのですね。あるかないか

だけでいいです。

○池田竹州知事公室長 的確に反映させるということは先ほど説明したとおりですが、一方で第9条において、「県民投票において、賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事はその結果を直ちに告示するとともに、これを尊重しなければならない。」ということで結果の尊重規定が設けられております。そこでもある程度、的確に反映ということになろうかと考えております。

○山川典二委員 次に、第7条に行きますが、これは投票方式についてであります。埋め立てに賛成または反対かの二者択一ということですが、これにつきましては後ほど我が会派の委員からも質疑があると思いますので、簡潔にいきます。当局と請求者との協議はなかったということですが、選択肢が賛成か反対かの二者択一ということであれば、大方の皆さんは基地建設については反対だと、これは常識的にも個人的にもそのように考えておりますが、選択肢を例えばどちらでもないとか、条件つきでやるとか、もう少し広げる考えは当局としてはなかったのですか。単純に賛成、反対の県民投票条例で5億5000万円も使うという一当局としてはそういう意見を付すといいますか、そういうことは考え方としてなかったのでしょうか。

○池田竹州知事公室長 条例の第2条になりますが、米軍基地建設のための埋め立てに対し、県民の意思を的確に反映させるため、本件埋め立ての賛否について県民による投票を実施するとございまして、県民の意思を明確に表明したいと私どもは捉えているところでございます。

○山川典二委員 第11条は投票運動についてですが、「県民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。」と非常に簡潔です。要するに裏を返せば、通常の公職選挙法に規定する禁止事項が全くありませんが、運動のあり方としては基本的には何でもできると理解していいですか。

○池田竹州知事公室長 第11条は今読み上げていただいたとおり、買収、脅迫等により県民の自由な意思が制約され、または不当に干渉されるものでない限りにおいては、自由に投票運動を行うことができると考えております。

○山川典二委員 干渉されるものであってはならないということは、干渉される可能性もあるわけですね。そういうときには禁止事項とかそういうものがあるのもいいのではないかと個人的には思いますが、いかがですか。法的な拘束力は基本的にはありませんけれども、あえて今回修正案を出すのであればその辺の議論があつてしかるべきかと思いますが、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のとおり法的な拘束力がない、いわゆる公選法の適用を受けるものではございません。そういった形で条例制定請求者においても第11条のような定め方になっているものと県としても考えているところでございます。

○山川典二委員 第12条、事務処理の特例というところで読ませていただきますが、「第3条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定により、市町村が処理することとする。」ということで、原案の「市町村の事務とすることができる。」が皆さんの修正案では、「市町村が処理することとする。」となっておりますが、この理由を説明してください。

○池田竹州知事公室長 原案の「することができる」という規定では、市町村に事務を移譲することを定めたことにならないと考えております。このため、市町村への事務の移譲を定めている県の他の条例と同様に「することとする」と修正することが適当であると考えております。例えば、青少年保護育成条例の規定ですと「この条例に基づく規定のうち、立入調査等に関する事務は地方自治法第252条の17の2第1項の規定により〇〇市が処理することとする」と。県のその他の地方自治法に基づく事務の移譲については全て「することとする」という定め方をしていますので、このような意見をつけさせていただいたところでございます。

○山川典二委員 ほかの委任事務について、例えば旅券法のパスポートの申請や、許認可事項であるとか、立入検査など、通常の社会生活の中でどうしても必要不可欠なものでありますので、それは「処理することとする」でいいのですが、今回はある意味、思想信条といいますか、場合によっては政治の中で使われかねないようなものも含んでいる内容だと思っております。それをそのまま一律に「処理することとする」という部分につきましては、先ほどの謝花副

知事が知事公室長時代に行った答弁にありましたが、地方自治法上、強制力はないような答弁もありました。その辺との兼ね合いはどうか。ほかの旅券法や児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法など、一律社会生活にどうしても必要なものはそれでいいと思いますが、今回は少し色合いが違いますよね。その辺の見解はいかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 御質疑の事務処理の特例に関しては、地方自治法の規定に基づいて市町村に事務を移譲した場合に、市町村長は当該事務を処理する義務を負うことになると考えております。ただし、今回、当該事務の処理を強制するという点についての強制力はないと考えているということでございます。

○山川典二委員 では、各自治体の判断に任せていいということよろしいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 事務を移譲した場合には、市町村の義務という形にはなりますが、強制力はありませんので、それを実施するかどうかについては当然各市町村の判断になるかと思っております。ただし県としましては、県民投票条例の事務については、市町村でなければ実施できないと考えておりますので、移譲に向けた協議を行っているところでございます。現在これについて同意を得ていない市町村が6市ありますので、それについても今後丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○山川典二委員 これは第252条の17の2の第2項の部分で「条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。」とありますが、今おっしゃったように41市町村とはどういう形で協議をしているのか、そして同意をされていない6市とはどこなのか、今の段階で同意しない理由は何なのか。御説明をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 現在、県においては事務処理特例に関して市町村と協議を行ったところですが、同意を得ているところが35、不同意がゼロ、回答を保留しているところが6市という形になっております。この6市におきましては、県議会における議論の推移を見た上で決定したいというのが主な理由になっている状況でございます。

○山川典二委員 41市町村のうち35が同意していて、不同意が今のところなし。そして、6市が県議会の議論の推移を見て判断をしようということだと思いますが、この6市とはどこですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 回答を保留した6市につきましては、宜野湾市一宜野湾市に関しては、市長不在のため保留という話になっておりまして、あとは石垣市、浦添市、糸満市、豊見城市、うるま市の6市となっております。

○山川典二委員 仮に例えば、同意が得られなかった場合でも委任はするのですか。手続論を少し教えてほしいのですが一例えば、41市町村のうちの3つぐらいが同意しないと一制定するのも仮です。仮定の中でしか議論はできませんが、仮にどこかの市が同意しないと行った場合でもこれは実施をしていくのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほどもお答えしましたが、県としましては、保留した市長に対しても同意が得られるよう引き続き丁寧に説明等を行って県民投票が実施されるような協議を続けてまいりたいと考えております。

○山川典二委員 皆さんとしてはそれは当然の話です。ところが仮に1市でも反対だという場合は今の段階でどのように対処するのですか。

○池田竹州知事公室長 今、条例案を御審査いただいているところですので仮の話になりますが、条例案が成立した場合には県としては県民投票を実施する義務を負うものと考えております。

○山川典二委員 それは当たり前の話です。辺野古については大方の皆さんは恐らく反対でしょう。ですが、賛成する人も何%かいるわけですよ。やはり公平公正を期するためには全市町村の協力を得てやるべきことだろうと思いますが、仮に11市の中に議会も含めてこれは同意すべきものではないということが出た場合、それでもこの条例案が制定されて県民投票を実施するかどうか、その部分を確認しているのです。

○池田竹州知事公室長 条例の規定にもあるとおり、この条例が成立した場合、半年以内に知事は県民投票を実施する義務を負う形になるかと思っておりますので、県としては実施する形になるかと思っております。

○山川典二委員 総務企画委員会の中でも議論されると思いますが、5億5000万円の事業費について、各市町村の配分というのは基本的には決まっていらっしゃると思いますが、案として資料の提出はできますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 本条例とあわせて補正予算案を上げさせていただいておりますが、これは今後、総務企画委員会で御審査いただくこととなります。そのためのこちらの予算案—試算としての数字であれば現在ございます。

○山川典二委員 もし出せるのであれば、資料請求をお願いしたいと思います。総務企画委員会ではありますが、基本的にはその部分を知っておかないと議論が深まりませんので。せっかくですのでここでやりましょう。いかがですか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山川委員から資料の請求があり、執行部から配付された。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

山川典二委員。

○山川典二委員 22年前の1996年9月8日に県内53市町村で県民投票が実施されました。そのときの内容は、日米地位協定の見直しと基地の整理縮小を問う全国初めての県民投票でございました。投票率が59.53%、約6割で、賛成が89.09%、約9割。反対が8.54%の結果でした。このときは投票率が約6割ですので、直近の知事選挙も含めて大体60%台で推移していきまして、一定の民意は出ていると理解しております。今回、県民投票条例案が通過して半年以内に実施するという前提ですが、何%であれば民意と言えるのか、当局はどのように考えていますか。これは請求者の皆さんと意見が違いかもかもしれませんが、当局としてはどのように考えているのか伺っておきます。

○池田竹州知事公室長 県民投票の成立要件というのはこの条例では定められておりません。一方、第9条におきまして、「県民投票において、賛否いずれ

か過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事はその結果を直ちに告示するとともに、これを尊重しなければならない。」という結果の尊重規定が設けられております。この規定につきましては投票率ではなく、得票率に着目してそれを評価するものと考えております。

○山川典二委員 得票率というのはどのように理解すればいいですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、投票資格者総数の4分の1以上、いずれの結果に達した場合には知事は尊重するというような規定が設けられていると考えております。

○山川典二委員 4分の1以上であれば県としてこれは民意として判断してもいいというような見解でよろしいですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、知事はその結果を直ちに告示するとともにこれを尊重しなければならないと考えております。

○山川典二委員 これも前提ではありますが、同意をしないところが仮に1市でもあったときに、皆さんは今はまだ判断できないというような答弁だったのですが、例えば県民投票条例を制定して辺野古を問う一知事選挙でも民意は出ていますが、あえてまたそこでやるということに対して住民から予算の執行のあり方について住民監査請求等が出てくる可能性もなくはありません。それが出てきた場合はどのように対処しますか。

○池田竹州知事公室長 今、県民投票条例そのものの御審査をいただいているところでございまして、その後の手続、対応等についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○山川典二委員 県は承認撤回をしておりますが、今後、国との間で訴訟の可能性も十分あります。そういう訴訟の中で今回の県民投票条例の結果がある意味活用されていく可能性もあります。それにつきまして県としてはどういう立場で判断いたしますか。

○池田竹州知事公室長 訴訟のお話も出ましたが、今現在、国から法的な対応がとられているわけでもございませんので、お答えは差し控えさせていただき

たいと思います。

○**山川典二委員** そうではあります、県民投票条例がいずれにせよ一恐らく現実的にはこれは通過すると思います。県民投票条例が通過し、投票そのものも事業が実施されると思いますが、その結果、内容によっては当然それは訴訟等含めてあらゆるところで活用される可能性があるわけです。先ほど来、話をしているのは、県民が必要な社会生活の中で地方自治法第74条は理解できるわけです。ところが今回、思想信条が入っている、ある意味政治的などころも含まれているものについて皆さんが修正も出しながらこれを制定していこうという中で、やはり知事公室としては承認撤回の一今後の仮定の話ではありますけれども、過去の翁長県政時代から一連の流れの中で今後も動いていく可能性は高いわけでありますので、当然、承認撤回に関する訴訟も考えられます。そのときに今回の県民投票がどのように影響していくのか、あるいはどう活用されていくかについて県としての見解をもう一度伺いたいと思います。これ以上答弁できないとは言わずに、踏み込んでやってください。

○**池田竹州知事公室長** 県としての投票結果に対する対応について繰り返しで恐縮ですが、条例の第9条、投票資格者総数の4分1以上、賛否いずれの結果においてもその結果を直ちに告示するとともに、これを尊重しなければならないと。また、知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知すると定めております。その規定にのっとって結果をきちんと訴えていくことになろうかと思えます。

○**山川典二委員** 最後に1点だけ伺いますが、22年前の県民投票については先ほど紹介したとおりでございます。しかし、日米地位協定の見直しは一步も進んでおりません。それから基地の整理縮小を問うという県民投票でしたが一部整理縮小はされておりますが、22年間かけていまだに基地の重圧に県民は苦しんでおります。そういう中、今回の県民投票条例については、大方の市町村は賛成すると思いますが、その中で二者択一というのが一民主主義という話が以前請求者の皆さんからありましたが、どうしても民主主義に欠ける部分が多いと思います。やはり選択肢はせめて4つぐらいは設けて初めて県民のいろいろな複雑な感情の部分から一単一に基地は反対、賛成といっても反対と言うと思います。しかし、そうではないような複雑な感情を持っている皆さんも県民の中にはいますので、少なくともどちらでもないであるとか、条件つき賛成、反対とか、せつかく意見書を付すのであればそこはしっかりやるべきではない

かと思っております。SACO合意から20年以上たっております。そして、県民投票からも22年たっております。そういう流れの中で22年前の日米地位協定の見直しと基地の整理縮小を問うという県民投票から22年かかった経緯—いろいろなことがありましたけれども、これについて検証はなさったと思いますので見解と今回の県民投票条例の制定について改めて整理の意味でもう一度県の考え方をお聞きしたいと思っております。

○池田竹州知事公室長 私から二者択一についてお答えさせていただきます。

条例の第2条の規定にありますとおり、本件埋め立ての賛否について県民による投票を実施するという事で、賛否によって県民の埋め立てに関する意思を明確に表明したいというような形で考えております。その条例案を添付して署名活動がなされ、法定署名数は2万3000筆でございましたが—また平成8年に県民投票が行われた際の署名数が約3万4000筆でございましたが、今回はそれを超える約9万3000筆が賛否の意思を明確にしたいという形であらわれているものと考えております。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 20年間解決していないということでもございましたが、今回の県民投票を実施することにより、条例第9条で投票結果を日米両政府に通知することがうたわれておりますので、そのことにより沖縄県民の意思を示すことができると考えております。また、沖縄県におきましても示された明確な意思をもとに県の政策に反映させることができると考えております。県といたしましては、投票結果を日米両政府を初め、米国連邦議会議員や国内外のマスコミ等へ幅広く発信することで沖縄県民の意思を示すと同時に、辺野古新基地建設問題についての議論と理解を深めたいと考えております。こうしたことによりまして、辺野古新基地建設問題の解決の実現につなげることができると考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 全市町村が県民投票の実施に協力してもらおう関係だということが先ほどの答弁でありました。義務にもなるということで、やはりこの県民投票を実施する意義を徹底する必要があるかと思うのですが、県民投票を実施すること自体どういう意味を持つので市町村に事務を行ってもらおうということについて、条例が制定された暁にはどのような取り組みで皆さんは各自治

体に臨もうとしているのですか。その点を確認します。

○池田竹州知事公室長 県民投票が仮に可決された場合になりますが、辺野古新基地建設のための埋め立ての賛否について県民一人一人が改めてその意思を明確に示す機会でございます。それは意義があると考えておりますので、今保留している6市を初め、県民投票の円滑な実施に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 条例請求者が幾つかの観点で県民投票実施についての意義を伝えてくれています。それについて皆さんは請求者の意図をどのように認識していますか。

○池田竹州知事公室長 条例制定請求者は請求の要旨において、「現在の地方自治法は国と地方を対等と位置づけており、国策とはいえ、沖縄県民の理解が得られない米軍基地建設計画を米国と約束し、建設を強行することは許されません。埋め立てを承認し、あるいはこれを撤回する権限は知事にあります。知事が県民の意見に基づいて適切な判断を行うためには、県民投票を実施することがもっとも効果的な方法であることは明らかです。」としまして、県民投票の実施を求めているものと考えております。県としましては、法定署名数を大きく上回る9万3000筆の署名でなされた条例制定請求を重く受けとめているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 前回の委員会では請求者の思いとして、特に青年が基地問題がそもそも何たるかわからない。生まれたときから基地が存在し、戦後73年たっている中、基地の成り立ちやなぜ基地があるのか、どういう必要性があるのかということを経験的に学ばない限りには空気のようなものとは言いませんが、そのようなこと。ですから、県民投票に当たり県民に基地問題について本質的なところから伝えるという点で先ほどいただいた事務的な予算—5億円余りの市町村の内訳がありますが、要するに県民に賛否を問うという情報提供という点では、予算化されていないのかと思いますが、どのようにして取り組む予定ですか。

○池田竹州知事公室長 沖縄の過重な米軍基地をめぐる問題につきましては、特に県外から理解されていないところがございます。沖縄は米軍基地で食べているのだろうか。また一方で県内においても若い方、あるいは基地のない市

町村の中においては十分に理解されていないところはあると考えています。このため昨年度、県では米軍基地問題を中心にわかりやすく説明したQ&Aをつくりまして県内、県外、そして英語版をつくりまして海外にも配り、県内の基地の抱える状況や日米地位協定の課題などについてなるべくわかりやすい形で周知を図っているところであり、今後ともその取り組みは強化していきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 条例請求者が懸念していたのは、とりわけSNS—いわゆるインターネットの世界では、フェイクが横行していると。要するに、基地問題についての正しい理解をなくして、県民投票をやることに対する懸念—先ほど県としてわかりやすくQ&A方式で発信しているという努力は認めますが、この県民投票に当たって取り組むまでの期間の中で、より一層オフィシャルな形での米軍基地の問題と県の立場、考え方というものを正規な形で県民に伝える努力が問われていると思います。請求者の言い方で言いますと、正しい情報を伝えて、その上で判断してもらうことが重要ではないかということで、行政に求めることと、請求者みずからもどのようにして各自治体単位に周知していくのかということをお聞きしましたが、行政として今の観点でどのような取り組みをしようと思っているのかを確認しておきたいと思っております。

○池田竹州知事公室長 県民投票につきましては、仮に条例案が可決された場合には県としてきちんと周知していく必要があると思います。それはきちんと両方とも情報を開示しまして、特に県民に対して辺野古移設計画の経緯や内容など情報の提供は適切に、なおかつ広報活動及び情報の提供につきましては、中立公正な立場から客観的に行っていくようにと考えております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
花城大輔委員。

○花城大輔委員 この条例のあり方について、県の考え方を確認させていただきたいと思っております。

特に、第12条、もともとの「市町村の事務とすることができる」を「市町村が処理することとする」に修正すること自体、地方自治法上問題があるのではないかと思いますがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 私どもは地方自治法に基づいてこれまでさまざまな事

務を市町村に移譲しておりました、それらの移譲の規定と同様の定めと考えているところでございます。

○花城大輔委員 先ほど山川委員からもありましたが、これは前置きが違うと思います。県民の社会生活を向上させるためのものであればそれが適当だと思いますが、今回の県民投票についてはひょっとすると激しい議論が行われたり、対立が起こったりする可能性があるということも予想されると思います。それと、先ほどこの条例そのものは強制力がないと言いながらも、この条例が通過した後は義務を負うというような言い方もなされました。これは一体どうなのですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法の規定に基づき県条例で市町村に事務を移譲した場合には、市町村長は当該事務を処理する義務を負うと考えております。その一方で、その義務を強制する手段があるかといいますと、それはなかなか難しいものがあるとも考えております。

○花城大輔委員 義務は負うけれども強制力はないということですか。

○池田竹州知事公室長 仮に同意をしない市町村などがありましたら、知事は当該市町村に対して事務の処理について改善のため必要な措置を講ずるべきことを求めることはできるかと思いますが、その求めにつきましては強制力はないものと考えております。

○花城大輔委員 10月2日の委員会を経て、いろいろな意見が聞こえてきました。例えば、基地が所在しない市町村にこれを求めることは酷ではないかとか、イエス、ノーだけで判断できるほど単純ではないと。これまでの20年以上にわたって我々の感情の中には多くの「だけど」が入ってきているのだと—自分の考えとは別に。ですので、今後、想定される—されないかもしれませんが、裁判のことにしてもいろいろな考え方がいろいろな人の中にあって、それはイエス、ノーで判断する条例そのものについても県の考え方を確認したいと思います。

○池田竹州知事公室長 基地問題は長年にわたる問題ですので、さまざまな御意見があることは私どもも承知しております。一方で、県民投票条例につきましては、本件埋め立ての賛否について明確にするという形で条例がなされてい

るところでございます。県としても9万3000筆の署名を集めた請求の重みについては受けとめているところでございます。

○花城大輔委員 これは請求者の前でもお話しさせていただきましたが、ある方がいまして、埋め立てには絶対反対だと。しかしながら、経済の発展や防衛に関するいろいろな事情がある場合には、確実に保全を行ってほしいという意見がありまして、この人はマルかバツかで求められたらどのように判断すればいいのか、これが本当に的確に県民の意思を反映することになるのかどうか、私は疑問に思っていますがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、県民投票の埋め立ての請求につきましても、埋め立ての賛否を明らかにするという趣旨になっているところでございますので、そのような趣旨で判断していただく形になろうかと思いません。

○花城大輔委員 今回の答弁の内容ではまだ議論が深まっていないと思っておりますので、引き続き、県にはこの機会を設けるように少し考えていただきたいと申し上げて質疑を終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 修正案の部分でお聞きしたいのですが、第9条の投票結果の尊重ということで、「投票資格者総数の4分の1以上」というものを「4分の1」としてありますが、これはどういうことですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 まず、投票結果についてですが、4分の1以上とした場合には、これは4分の1から4分の4、つまり1までの範囲ということで広い範囲を指すことになってしまいます。そのため、4分の1という形で明確に基準を設けて定めたほうが適切だろうということで修正意見として述べているというところでございます。

○當間盛夫委員 投票資格者の総数の4分の1ということは、投票率が25%ということで解釈していいですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 投票率というよりは、投票資格者の25%という形になるかと思います。

○當間盛夫委員 先ほど知事公室長から率をとということでのお話がありましたが、これはどういう意味ですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど投票率の御質疑がありましたので、いわゆる得票の割合—4分の1という得票率での定め方になっていると考えております。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 分母になるのが投票者ではなく、投票資格者総数—いわゆる有権者が分母になっていて、その結果、投票率にかかわらず賛成、反対が多いほうの数が投票資格者総数の25%以上あれば、それを尊重するということをございます。

○當間盛夫委員 それはわかります。25%あれば賛否の過半数を尊重していきますという形がありますが、私が聞いているのは、9万3000筆の署名数と言われますが、例えば25%を超えて30%ありましたと。そして、30%あった部分で賛否の辺野古反対という部分での数を重視するのか、それともその率を重視してやるのか、どちらですか。

○池田竹州知事公室長 第9条に戻りますが、投票資格者総数の4分の1—4分の1というのは25%になりますが、それに達したときには県としてはそれを尊重することになろうかと思います。

○當間盛夫委員 投票率が40%になろうが—9万3000筆という部分で、今度の知事選挙でも玉城知事の分は39万という得票になりました。ところが、4分の1あったからやる、そしてこの賛否の部分では7割が反対でしたという示し方をするのか、それとも数でそういう形がありましたという示し方をするのか、どちらですか。先ほど知事公室長が率という話をしたので、先ほどの話ではそうなりかねないのです。4分の1での賛否で7割が反対でしたとか、8割が反対でしたとか、そういうことでは正確性を失うのではないかということです。その辺はどうですか。

○池田竹州知事公室長 詳細な公表の仕方は可決後きちんと詰めていくことになろうかと思いますが、県民投票ですので賛成が幾つ、反対が幾つという絶対

数が出てくるかと思います。恐らく多いほうが条例で定める有権者総数の4分の1—総数も投票日の基準の有権者数で出るので、その4分の1を超えているか、あるいは超えていないという形になろうかと思います。

○當間盛夫委員 与党の皆さんにおいてもその辺を懸念している分もあると思います。4分の1ということは、25%。例えば、仮にわかりやすいように投票率が30%しかなかったと。そうすると、7割は意思表示をしていないわけですよ。7割はどちらでもいいという可能性が出てきます。その30%の部分の中でも、例えば7対3にしても3割は賛成ということになってくると、分母的に言うところでもいい、辺野古を進めてもいいという部分が逆に多くならないかという懸念を持ってくると、皆さんが言う的確に反映するというものがこのことを示すことができるのかと。この4分の1というのが気になるのです。皆さんがあえて4分の1と一提案者のほうで4分の1以上というものがあるので、余りそれをいじらないということがあってこういう形になっていると思いますが、投票率の部分で皆さんが本当に第1条の県民の意思を的確に反映するということが目的としてそのことができるのかという懸念がありますが、その辺はどう考えますか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、条例第9条の4分の1がこの条例で定められている結果の尊重義務になろうかと思います。

○當間盛夫委員 これが決まってから率でやるのか、数でやるのかは決めるということですが、これは明確にやられたほうがいいと思います。9万3000筆の署名が集まったからということ強調するのであれば、辺野古を反対する部分がどれだけの数かということは重要になってくるのではないですか。そして、間違うとこれが足かせになると思います。国の突っ込みどころになる可能性もあるという認識を持ちながらやらないといけないと思います。私は反対しているわけではなく、県民投票はやるべきだと思います。今、30%の話をしていますが、70%以上の投票率を持つためにどういう広報活動をする予定ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県民投票にかかる費用としましては、県で広報活動の予算を計上しておりますが、メディアを活用した広告として、テレビ、ラジオコマーシャルであるとか、新聞広告、あるいはテレビ番組の製作やWEBサイトでの特設サイトの設置、SNSによる広告といったものを今現在予定しております。

○**當間盛夫委員** 投票運動は自由ですと。買収や脅迫等のもの以外は自由なのですよね。今回、玉城知事は辺野古反対で知事になられたということになってくると、広報活動の中でも「私は辺野古反対です」という広報活動もできるのではないですか。

○**池田竹州知事公室長** 広報活動につきましては、県民投票条例は賛否を明確にするという趣旨ですので、公平公正に中立的な立場でやっていく必要があるものと考えております。

○**當間盛夫委員** 例を言えば、大阪が都構想をやったときに、橋本さんなどは都構想をやりたいということで、知事のものでいろいろやりました。知事もできるわけですよね。皆さんは広報活動は客観的かつ中立的に行うと言っていますが、予算をかけ「辺野古は反対です」という広報活動もできますよね。

○**池田竹州知事公室長** 辺野古の賛否を明確にするわけですので、賛成の立場、反対の立場それぞれの意見をきちんと県民にわかりやすく示すことが重要だと考えております。その辺を具体的にどのような形でやるかにつきましては、条例が可決した場合にはきちんと議論をして、公平公正な形でやっていくように考えていきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 第12条で「市町村の事務とすることができる」を「市町村が処理することとする」に修正していますが、「事務とすることができる」という文と「処理することとする」という文の違いは何ですか。

○**渡嘉敷道夫基地対策統括監** 今、委員がおっしゃった部分ですが、本来、修正点としては「することができる」というところを「することとする」に変えたところがポイントでございます。「事務とすることができる」と「処理することとする」という表現につきましては、ほかの条例などの表現に合わせて書きかえたものでありまして、先ほど申し上げたとおり、「することができる」を「することとする」に変えたところがポイントになろうかと思っております。

○**當間盛夫委員** まだ6市で確認できていないということですが、全41市町村がしっかり協力してやっていくことは大事だと思っているので一私は41市町村の首長はやっていくものだと思っています。それともう一つは、やはり投票結

果を尊重するという文言があるわけですので、4分の1ということではなく、投票率を上げる努力をやらないと中途半端になると思います。ですので、投票率を上げるためにどのようにするのかということも我々に明確に示しながら頑張ってもらえればと思っています。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 地方自治法第74条での今度の請求ですよね。請求が出た後の請求者、知事、議会との関係を教えてください。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 請求者につきましては、法定で求められる署名を集めて条例案を発案し、知事に条例制定を請求すると。それを受け取った知事については、条例案に意見を付して議会に提案しなければならないことになっております。それを受けてその条例案につきましては、あるいは知事の意見も踏まえて議会で審査していただくということだと考えております。

○渡久地修委員 この第74条は今の説明からすると、法定数を集めて提出された場合、知事は意見を付し出さなければいけない。出さないという選択肢はないわけですよ。

○池田竹州知事公室長 法定数に達した有効な条例制定であれば、知事は議会に提出する義務を負うものと考えております。

○渡久地修委員 この条例が議会に出されたとして、条例が成立するかどうかは議会の問題なのですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法で県議会の権能として条例の制定、改廃等がございますので、議会で御審査いただく形になるかと思います。

○渡久地修委員 ですから、審査して結果的に条例が成立するかないかという結果が出てくるわけですよ。それは議会が判断するわけですか。

○池田竹州知事公室長 委員の御指摘のとおりかと思います。

○渡久地修委員 先ほど来ありましたが、5億円のお金を使ってやる必要があるのかということですが、これは請求者側にも質疑がありまして、それはやる意義があるということをしていましたが、73年間米軍基地を挟んでこれだけ苦しめられてきた状況の中、それから辺野古の埋め立ても何千億円ですよ。下手すると1兆円ということも言われています。税金を投入してやることに対してしっかり県民が意思を示すことはとても大事だと思いますし、お金にかえられる問題ではないと思いますが、その辺はどうですか。

○池田竹州知事公室長 間接民主制を補完する形で地方自治法で直接請求制度が認められているものだと思いますので、その点では地方自治法にのっとりたルールに基づく手続で請求の趣旨というのは我々も重く受けとめているところでございます。

○渡久地修委員 具体的なことをお聞きしますが、先ほど6市の同意とか言っていました、市町村の場合、県民投票を実際に行うのは市町村の選挙管理委員会になるのですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 県が事務を移譲するのは、市町村長に対して移譲いたします。その後、市町村の選挙管理委員会もしくはそれぞれの権限に属する事務の一部についてお互いに協議を行い、委任または補助執行させるものだと理解しております。

○渡久地修委員 もし議会で可決された場合、県知事が執行しますよね。そして市町村に事務を移譲して市町村の事務として実施すると。その際、これをやらないという市町村が出てきた場合にその理由としては、これで市町村の事務が滞って大変になるからやらないということなのか、あるいは政治的な理由でやりたくないからやらないということになるのか、これで市町村の事務が大変になるということはある得ますか。

○池田竹州知事公室長 例えば、投票事務、投開票事務を市町村に移譲することにしてありますが、そのための必要な経費については各市町村に的確な予算を交付することとしておりますので、事務的に対応ができないということにはならないのではないかと考えております。

○渡久地修委員 ここでもう一度確認しますが、これを県が実施する場合に、

県としては市町村の不利益に絶対ならないようにきちんとした対応を行うということで理解していいですか。

○池田竹州知事公室長 県が事務を移譲する場合—そのほかの事務もそうですが、的確に所要経費もあわせて移譲する形になっておりますので、その点では負担にならないものと考えております。

○渡久地修委員 先ほど同意を得たところと不同意はゼロ、あとは保留と言っていましたが一保留のところは県議会の議論を見守るという理由だったと思いますが、やはりここは県議会でもしっかり議論して、成立したならばしっかりと全市町村で実施できるように県は最大限の努力を当然行ってほしいのですが、それはどうですか。

○池田竹州知事公室長 条例案が可決された場合におきましては、地方自治法の規定にのっとって丁寧に協議を進めて理解を得られるように最大限の努力はしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。

それから、県が実施するということですが、実際、実施する機関というのが—この前の知事選挙は県の選挙管理委員会が行って、市長選挙は市町村の選挙管理委員会が行いましたが、県民投票は県の選挙管理委員会が行うのか、どこが行うのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 この条例が可決された場合、現在のところ知事公室の中に組織を新たに設けまして、そこを窓口として事務を行ってまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 では、この県民投票というのは県の選挙管理委員会が行うのではなく、知事公室の中に新たにつくる—例えば、県民投票何とか実施本部みたいなところが行うということでもいいですか。

○池田竹州知事公室長 平成8年の県民投票と同じような形になろうかと思えます。新たに設置する組織の組織名についてはきちんと調整ができていませんが、形としては前回と同じように知事公室内に組織をつくりまして対応していきたいと考えております。

○渡久地修委員 公職選挙法が適用されないということですが、第5条に「告示しなければならない」ということで告示規定がありますよね。10日前までにというのがありますが、告示日は10日前でいいですか。普通の選挙運動であれば、選挙運動期間として何日間というのがありますが、これも投票運動期間といいですか、きょうから始まりますというのがあるのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 選挙の場合は委員おっしゃるように告示日から選挙運動ができるという規定があると思いますが、こちらの場合は県民投票の日時を告知するという意味でございしますので、それ以外におきましても選挙運動の規制みたいなものがその期間でかかるということではございません。

○渡久地修委員 投票日は決めますよね。そして10日前までに皆さんが、きょうから県民投票が始まりますと……。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 期日についてはその前から告知をしていることになろうかと思えます。ただし、10日前までに告示をしまして、その日から期日前の投票等ができるようになるということになろうかと思えます。

○渡久地修委員 公職選挙法に準じて期日前投票というのがここでも適用できるのですか。そして、これをできるか、できないかは皆さんの施行規則か何かで決めるのですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 期日前投票についても実施する方向で調整しておりまして、それは規則で定めることになろうかと考えております。

○渡久地修委員 期日前投票については規則で定めるということですが、これはこの前の知事選挙でも行われた期日前投票と同じということで理解していいですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 同様の形で実施したいと考えております。

○渡久地修委員 期日前投票の投票場所についてはふやすのか、ふやさないのか、どちらですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 今後、事務を移譲して受けていただく市町村との調整になろうかと思いますが、恐らく知事選挙と同等の形での実施になろうかと考えております。

○渡久地修委員 結果を通知するということがありますが、通知する場合に、いろいろな関係機関に対する通知—いわゆる公文書としての通知のやり方がありますよね。これは何の法律に基づく通知なのか、どういう通知ですか。

○池田竹州知事公室長 県民投票条例第9条に基づく通知ですので、この条例に基づき文書で通知する形になろうかと思いますが。

○渡久地修委員 条例が可決された場合、例えば12月議会がありますよね。それから2月、3月は2月議会などがあって、新年度になると。半年とした場合、来年の5月までにいろいろな政治日程がありますよね。これまでは確定していないと思いますが、新知事の訪米日程なども計画としてありますか。

○池田竹州知事公室長 まだ業務の概要説明を新知事に対して行っているだけで、具体的な訪米日程等は検討しておりません。

○渡久地修委員 4年間の翁長知事の訪米というのは大体何月でしたか。

○池田竹州知事公室長 記憶の限りですが、最初の訪米はたしか5月で、3回目も6月にかけてだったと思います。そのほか、1月末から2月にかけて訪米したこともございます。

○渡久地修委員 県が8月31日に撤回を行い、今、工事はとまっています。国が裁判に訴えるという可能性もあるかもしれませんが。私は撤回したのでそのまま断念してもらうことが一番いいと思いますが、仮に裁判になった場合いろいろな日程が出てくると思います。そうなった場合、いろいろな政治日程を考えると、来年5月までの6カ月間の中で実施するとしたら大体何月ごろになるというシミュレーションはやられていますか。

○池田竹州知事公室長 まだ同意をいただいている6市については、可決後速やかに協議を行い、理解が得られるように努めていきたいと思っております。また、市町村におきましてもそれぞれの議会で予算議案を審議して、可決していただく必要があるかと思っております。条例可決後、ある程度一定の期間かかることになろうかと思っておりますが、その辺の時期につきましては可決された場合に改めて知事が判断する形になりますので、知事と調整していきたいと思っております。

○渡久地修委員 いずれにしても可決してから6カ月以内に県民投票を実施すると。それから撤回後の国の出方、来年には知事訪米があるかもしれませんし、2月議会、12月議会をやると非常に窮屈ですよ。ですから、丁寧にやりながらもやるからには6カ月以内という期間が決まっているので、相当ハードになるということは明らかですが、こういう条例案が出された以上、成功させなければいけないと思っています。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 確認ですが、資料の8ページは右側に原案があって、左側に修正案があります。委員会としては、両方審査する立場になるのか、原案を審査するための参考として左を見るのか。左側の修正案は請求者と調整は済んでいるのですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法の規定に基づき条例制定を知事は議会に提案しますが、それに関する修正権はございません。一方、地方自治法で意見を付して議会に提案しなければならないということで法制的な文言の修正なども含めて県知事の意見として議会に提案させていただいたところがございます。審査されるのは議会になりますので、県知事の意見も含めて審査をしていただければと考えております。

○末松文信委員 そうすると、左側の修正案については請求者との調整ということではなく、単に県知事としての意見を付しているという位置づけですか。

○池田竹州知事公室長 今、委員がおっしゃったとおりになるかと思っております。

○末松文信委員 その上でまず条例案のタイトルですが、第1条を見ると目的

がしっかりと書かれておりました、そこに普天間飛行場の代替施設の建設ということがあります、このことを見出しにもきちんとうたう必要があるのではないかと。ただ、見出しを見ると埋め立てが先走っていて、そもそもの目的である普天間飛行場の移設の観点が抜け落ちているのではないかと。このようなことについての意見を付すことはできないのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回のものは辺野古の埋め立てについての賛否を明確にしたいということですが、第1条においてこの埋め立てについては、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てということで普天間飛行場の代替施設ということを明記しているものと理解しております。

○末松文信委員 例えば、新聞報道でも見るときには見出しを見ますよね。この見出しがこの条例の趣旨を反映していないのではないかと指摘です。そこは指摘したほうがいいと思いますが、いかがですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回は、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例というのがタイトルといいますか、条例の名前になっておりますが、今回は条例の名称でもって署名活動等が行われたと考えております。こういった条例名、タイトルといったものや条例の目的一先ほど説明しました第1条の目的といったものは、この条例の基本となるものになっていると考えております。先ほども言ったように、署名者が署名するに当たりこういったものも判断に影響を与えて、その上で署名活動を経て請求されてきていると考えておりますので、原案のとおりにしたほうが望ましいのではないかと考えております。

○末松文信委員 署名した方々もこのタイトルを見て署名した可能性があるわけですが。そもそも普天間飛行場の代替施設を建設するための埋め立てであることが見出しには表現されていません。それはちょっと不公平といいますか、公正ではないのではないかとということです。それで署名したとなったらこれは大問題です。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回の県民投票条例というのは地方自治法第74条に基づいて今おっしゃったタイトルのもので署名活動がなされて、条例制定請求者によって請求されていると考えておりますので、そのあ

たりについては先ほども言いましたが原案のとおりでよろしいのではないかと考えているところでございます。

○末松文信委員 県はそういう立場で、その意見はつけないということであればそれは仕方ありませんけれども、この委員会はこの審査する立場にあるのでやはり的確に反映されるためのタイトルが必要だと思っていまして、そのことについては後でまた議論したいと思っています。

次に、第7条関係ですが、これは単に賛否を問う—先ほどの第2条もそうですが、賛否というだけの単純な問いかけになっています。これは我が会派の委員からもありましたように、20年以上もたって、さまざまな経過を経てさまざまな人たちがさまざまな思いの中でここまでやってきています。そのことを単に賛否を問うだけで県民の意思が反映できるのか、そのことについて尋ねたいと思います。

○池田竹州知事公室長 条例第2条では、米軍基地建設のための埋め立てに対して県民の意思を的確に反映させる目的を達成するため、本件埋め立ての賛否について県民による投票を実施するとされておりまして、県民の賛否の意思を明確に表明したいと私どもは考えております。また、この賛否の意思を明確にしたいという多くの県民の思いが9万3000筆にも示されたものと考えております。

○末松文信委員 私が言っていることは、選択肢を広げて的確に県民の意見を反映させる方法が必要ではないかと。ただ、請求者がそうだからといって県はそれに対して何の意見もつけない、そういう態度でいいのかということなのです。

○池田竹州知事公室長 やはり、条例の制定の趣旨が埋め立ての賛否について県民の意思を明確に表明したいということから、県としてもその趣旨というものを尊重しているところでございます。

○末松文信委員 次に、第10条関係でお尋ねします。

情報の提供ということについて、先ほど新聞、テレビ等々の報道を活用して行うというお話がありましたが、賛否というのであれば、賛成、反対どの立場も尊重して報道、周知するということだと思えます。具体的にどういったものが中身としてありますか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 まず情報の提供に関しては、辺野古移設計画の経緯や内容等の情報の提供といったものを考えております。このあたりについてはまだこれから細かく詰めていくわけですが、具体的には例えば、国の承認願書で示されております計画の中身やその制定に至ってきた経緯といったものを情報として提供していくことが考えられるのではないかと今のところ考えております。また、このような情報の提供は先ほど知事公室長からもありましたが、公平公正な立場から客観的かつ中立的に行わなければならないと考えているところでございます。

○末松文信委員 そこでお尋ねしますが、中立というのであれば、例えば以前、翁長前知事が承認を取り消して、裁判の結果が出ました。こういったプロセスもしっかり県民に伝えるような内容になりますか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 そのあたりの具体的なものについては条例制定後、委託業務を発注していく中で細かいことは検討していきたいと考えております。

○末松文信委員 内容については、米軍基地関係特別委員会に確認する必要はありませんか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 具体的な内容については先ほど言いましたように、条例制定後、企画・提案を募った上で審査を県としてしっかり行った上で決定していきたいと考えておりますので、米軍基地関係特別委員会に諮ることはないと考えております。

○末松文信委員 そうであれば、県がよく使う第三者委員会なるものを設置して、そこでデータを整理するということは考えていませんか。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 どういった形でやるかということについては企画・提案を募って審査を行っていきたいと考えていますので、その中で公平・中立に行われるかという部分でもって判断していきたいと考えております。

○末松文信委員 私が聞いていることは、審査基準とかをどこがどう発信させるのかと聞いているのです。

○池田竹州知事公室長 条例が成立した場合ですが、県の事務として県できちんとやっていくことになろうかと思えます。

○末松文信委員 知事は辺野古反対の知事ですし、県の中で中立的なことがつくれるのですか。

○池田竹州知事公室長 賛否を公平に扱うというのはこの条例制定の趣旨からして当然必要なことだと考えておりますし、県の立場のみでこれをやるようなことがあってはならないとも考えております。

○末松文信委員 先ほどからの質疑に対する皆さんの答弁を聞いていると、新基地一新という言葉が知事公室長や統括監から出ていますが、この新基地の定義について教えてください。

○池田竹州知事公室長 普天間飛行場の代替施設とされておりますが、普天間飛行場にはない2本の滑走路、強襲揚陸艦も接岸可能な岸壁、そして弾薬搭載エリアが近接するという事で単純な代替施設ではなく、新たな機能を備えた基地であると理解しております。

○末松文信委員 この条例案の中にも新基地の新という文字はどこにも出てこないのです。それにもかかわらずあなた方は新という言葉を使うというのはちょっと語弊があるのではないかと思います。機能が付加されるので新基地という定義のようですが、機能が付加されるから新しいというのは、これはどこの定義ですか。例えば、住宅で倉庫をつくる時に新築というのですか。機能が付加されるだけで新という話になると一今、県民のイメージがそうなっているので聞いているのです。

○池田竹州知事公室長 やはり普天間飛行場にはない係船機能つき護岸であるとか、滑走路の本数がふえるというのは単純な代替施設ではないと。基地として全く新しい機能が付与されることになろうかと思えます。

○末松文信委員 2本の滑走路ができた経緯についてはわかっていますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 うろ覚えで申しわけないです

が、稲嶺知事の時代に軍民共用案というもので稲嶺知事が当選しましたが、その後、軍民共用案が進まない中で沿岸を埋め立てるL字型案というものが提案されたと考えております。このL字型案を名護市、県も受けることができないという話になったときに、地元から上空を飛ばない、住宅地を避けるということ踏まえて滑走路を2本に設けるV字型案というのが、たしか政府から提案されたという経緯だったと覚えております。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時24分 再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

末松文信委員。

○末松文信委員 午前中にV字の滑走路ができた背景について伺いました。これについてはもう少し説明しておく必要があると思っています。名護市が普天間飛行場の代替施設の受け入れを表明した際に、最も基本的に重要だと考えたのが民間地上空を飛ばないこと、これが最大の目的でした。それを何とか政府や米軍に守っていただくということでやってきましたが、これは沖合に出したときは1本の滑走路で民間地の上空を飛ばないようなルートができたわけですが、辺野古のキャンプ・シュワブのそばに設置するといったときに、どの方向から飛んでも民間地上空を飛ばないというようなルートを確保するために、風の向きにより着陸の方向が違ったり、あるいは離陸も変わると。こういったことで2本の滑走路にすることにより、民間地上空を飛ばない飛行ルートができるという位置づけでV字案になりました。そのことについてぜひ御理解を賜りたいと思います。ところで、このV字案ですが、滑走路のセンターといえますか、位置ですが一皆さんが新基地と言うところとの関連で言うと、この滑走路はどこに位置しているのかと。これについては北緯と東経であらわしてほしいと思っています。そして同時に、これが設置される辺野古の岬ですが、これも北緯と東経で示していただきたいと思っています。これを両方示すと、両方重なることがわかります。ですから、そのことについて伺いたいと思います。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 願書の中においては、代替施設

の滑走路の標点の北緯と東経で示されておりますが、北側滑走路の標点は、北緯が26度31分24秒、東経が128度02分55秒。南側滑走路については、北緯が26度31分15秒、東経が128度03分02秒となっております。辺野古崎については具体的な緯度、経度が示されておられませんので、我々のほうで地図と重ね合わせて推測してみたところ、辺野古崎のほうは先端部分がおよそ北緯26度31分、東経128度03分近辺になるという形で把握しております。

○末松文信委員 今、プロットした位置というのは重なりませんか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古崎はまさに辺野古崎の海岸部分の話になっていきますので、今おっしゃった滑走路の部分は滑走路の北側と南側の中心部分になっていきますので、緯度、経度としては重なっておりません。

○末松文信委員 私が言っているのは、辺野古沿岸部分に突端がありますよね。そこにV字が設置されるわけです。そうすると、その岬とV字の滑走路は重なりませんかと聞いているのです。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 標点そのものといいますか、辺野古崎の岬は埋め立てられた後の南側滑走路が辺野古崎の裏側にくるという計画になっております。

○末松文信委員 先ほど私が指摘しましたが、知事公室長や統括監が正式な名称を言わずに新基地と代名詞的な言葉を使うことは当局として間違っていると思います。これは後で訂正してほしいと思いますが、今、重なっていることは確認できましたので、これは新基地ではなく既存のキャンプ・シュワブ基地を含めて外側に埋め立てが要すると。こういう形の基地なのです。ですから、皆さんが言う造語みたいなことは県当局が使ってはいけないと思いますので、まずその訂正から先をお願いします。

○池田竹州知事公室長 位置的なもの、そして面積的なものだけで我々は新基地とこれまで言っているわけではございません。先ほども申し上げたように、滑走路が2本にふえていること、強襲揚陸艦も接岸可能な係船機能つき護岸が配備されることなどトータルでこれまでの普天間飛行場の単純な代替ではなく、統合的な高い機能を備えた新たな基地建設であると考えております。

○末松文信委員　ですから、新たな基地という定義として理論的に何か示されたものがあるのですか。県当局がこういう造語を使ってPR的なことをやることはよくないと思います。これからもそういう言い方を続けるのですか。きちんとした名称として代替施設というのがあるのではないのですか。なぜそう言わないのですか。

○池田竹州知事公室長　普天間飛行場の代替施設と言っていますが、機能的な面で単純な代替施設ではなくて新たな統合的な機能を備えた点から新たな基地と答えしているところでございます。

○末松文信委員　もう一度伺います。

今、議論になっている対象の埋め立ては、何のためにやるのですか。

○池田竹州知事公室長　条例第1条に規定されているとおり、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てと考えております。

○末松文信委員　そうですよね。そう言えばいいのです。

次に、第12条関係ですが一午前中にもいろいろ議論がありまして今6市がまだ無回答ということでありましたが、今後、この条例が制定されたとして、その後、残りの自治体にいろいろお願いをしていくということですが、例えば、ある市議会が予算審議の際にこれはできないと拒否した場合、この市はそれを実施することができませんが、その際はどのような対策がとられるのですか。

○池田竹州知事公室長　市町村議会におきまして、当該補正予算が否決された場合には、その市町村においては県民投票事務の執行ができなくなるため、県民投票が実施できないこととなります。県としましては、市町村議会の理解が得られるよう県民投票の趣旨や市町村への財源措置などについて丁寧に説明するなど、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○末松文信委員　努力目標はわかるとしても、現実問題として、例えば私ども名護市はこれを受け入れる立場にあります。逆に宜野湾市の場合は出さないといけない立場になります。その際、出すことについて反対、移設先の埋め立て反対ということになると一例えば、宜野湾市議会あたりが否決あるいは名護

市議会も否決した場合に実施不可能になるわけですから、県がかわって執行することもあり得ますか。

○池田竹州知事公室長 県としましては、市町村でなければ県民投票事務の執行はできないと考えております。そのため、地方自治法の規定に基づき県民投票に関する事務の移譲について協議を行っております。引き続き丁寧な説明を行って同意が得られるよう、市町村議会につきましても市町村と連携して理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○末松文信委員 例えば、受け入れられない自治体があるとしたら、そこを外した中でも県民投票というのは成立しますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 今回、条例制定請求者から上げられた案につきましては、沖縄県全体でやるということが前提になった案だと思っておりますので、県民投票というのは全県でなされるべきことが前提だと考えております。

○末松文信委員 では、反対するところがあればできないということで理解していいですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 やはり、県民投票というのは知事選挙と同じ規模で行われるものですので、市町村の協力がなければ実施することができないと考えております。ですので、全市町村の協力、同意を得てやるべきものだと考えております。

○末松文信委員 そうすると、これは各市町村が受け入れるかどうか見通しが立たない中で我々はこの審査をやるわけですね。それとの関連でどちらが先かよくわかりませんが、そういう意味ではこれを審査するに当たって今情報が足りません。それについてはどうですか。

○池田竹州知事公室長 並行して市町村との協議は行っておりまして、41市町村のうち35の市町村は同意ということでございます。そして、不同意という団体は一つもございませんで、6団体が県議会の審議あるいは議決を見守りたいという理由で回答を保留しているという状況でございます。ですので、可決された場合にはきちんと経過などを当該市のほうに説明して協力を得られるように努めていきたいと考えております。

○末松文信委員 そうすると、本委員会としては、残りの6市が受託するという一定程度のめどが立たなければこちらで審査する意味がないのではないですか。

○池田竹州知事公室長 条例案は地方自治法に基づき条例制定がなされ、私どもは地方自治法に従って県議会に提出しているところでございます。そのような観点からぜひ御審査をお願いしたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 せんだって参考人として請求者の御意見もお伺いして、県民の立場からそういう請求を出すことについては理解しますが、問題は県です。翁長前知事のころから民意という言葉を何度も何度も聞いております。反対、反対ということがあり、それをもとに県はつくらせないということをやってきて、反対の民意は示されております。その中であえて賛成、反対で民意を問うという、そこが一請求者はいいです。県の立場からするとどういうことですか。

○池田竹州知事公室長 この県民投票の条例制定請求というのは地方自治法第74条に基づき行われているものでございます。これは間接民主制を補完する民主主義の一つの重要な手続だと考えております。条例制定請求を受けて私どもは法律に従い県議会に条例案を提案して審議をお願いしているところでございますので、そういった形でぜひ御審査をお願いしたいと思います。

○照屋守之委員 この辺野古反対は、普天間飛行場の代替施設の問題を解決する一民意は反対ですよね。そして解決するのは県の仕事です。解決するために県民投票ができれば、この県民投票を実施することによりこのように解決しますということであればいいですが、二十数年たったこの問題がタイミング的にも非常に逸していると思っております。百歩譲ってこの県民投票を考えるとときに、この県民投票を実施したら解決できるということを県は示すことができますか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、県民投票は県民の方々が直接

請求の形でやられているものでございます。これは県が条例制定を県として求めたものではございません。県民がみずからの意思で9万3000筆の署名を集めて行われたものと理解しております。辺野古新基地建設問題—普天間飛行場の問題につきましても解決を図るために県としても努力してまいりますし、今後、国とも協議してまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 先ほどから申し上げているように、平成8年に決まったことが二転三転してきて、この問題を我々は政治の責任で解決をしたいと。そして県は選挙で選ばれたリーダーのもと解決するという責任を負いながらやるわけですね。ですから、問題解決なのです。ずっと反対という民意が示されて、9月30日の県知事選挙もまさにその結果があらわれて玉城知事もこれは反対の民意だということで受ける。民意、民意ばかりを集めて解決に向かうということがなければ、既に今、撤回して工事がとまっているわけです。とまっているのにこのような県民投票をするという。ですから、この県民投票と解決—この条例を見ても、解決の条文はありません。民意を尊重するというだけです。これ以上、民意を尊重するということが県の行政としてこの県民投票によってできますか。

○池田竹州知事公室長 この県民投票条例は、県の行政として要求したものではありませんで、県民の皆様みずからが請求者となり条例制定に必要な署名を集めて県に提出され、私どもは法律の規定に従って県議会に提出しているところでございます。県民投票条例の目的も普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てに関する県民の意思を的確に反映させるということになっております。条例が可決された場合に県民投票が実施されれば、賛否が明確になる意義は大きいものと考えております。

○照屋守之委員 意義はあります。私は行政の責任として、亡くなられた翁長前知事もつくらせないという形で4年間やってきました。そして工事は進んでいます。その民意を受けて行政は知事を先頭にやってきたけれども、残念ながら工事は進んでいます。そういう中でまた選挙があり、また反対の民意が示されました。そしてこの県民投票です。そうすると先ほどのように、そういう立場であれば行政は行政として意見書の中にそういうことを付して議会にも出すべきではないですか。これは直接問題解決にはつながらないかもしれないけれども、県民の請求者によってこうだということを問うものだという事は、こ

これは当然あるべき行政の立場ではないですか。この辺野古問題というのは動いています。そして行政も解決すると。ですから、皆さん方がこの投票結果によってこれは解決できるということを明確に訴えて、なので5億5000万円かける価値があるということでしたら一発で通ります。そのぐらいの責任がある条例案ではないですか、違いますか。

○池田竹州知事公室長 私どもも委員も先ほど選挙で民意は示されたとおっしゃっていただいておりますが、一方で過去に政府の高官からは選挙はさまざまな施策で候補の主張が行われた結果であるというようなお話もございます。そのようなことがこれまで繰り返されてきたものと私どもは思っておりますし、請求代表者の方々も辺野古の埋め立てに関する純粋な県民の意思を明確にするためにそういった思いからこの条例制定がなされたものだと考えております。

○照屋守之委員 どのように工事が進もうが賛成、反対で意思を決定したいというのが県民、請求者の願いですが、県は違いますよね。皆さん方は違うのではないですか。今、工事が進んでいる中で、それも県が裁判で負けましたよね。埋立承認取り消しをやって、その裁判で負けて平成28年12月26日に知事の名前で埋立承認取り消しをみずから取り消したのでしょうか。工事は進んでいます。今までそういう形で行政をやってきて、賛成、反対で片づけられてこの問題は解決しますか。私はそれを言っているのです。県民の立場はわかります。それを受けて県として、本来こういう意見書であれば時系列にそういう流れをつけて議会に出すべきであり、県民にも説明すべきではないですか。これで解決できるのですか。

○池田竹州知事公室長 県民投票は過去に沖縄県だけで実施されて、今審査いただいているものがもし可決されれば2例目になろうかと思えます。その他の地方公共団体で実施されてきた住民投票は、政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しておりまして、辺野古埋め立ての賛否についても知事選挙とは別に県民投票を実施して民意を問うことは意義があるものと考えております。

○照屋守之委員 ですから、県民の代表として、我々は辺野古問題を解決したい、普天間飛行場も解決したいと。ところが、主体となって責任を負うべき県が今、意義があるとか県民の民意などと言ったら、玉城知事の4年間で何らかの道がつかれますか。ですから、この県民投票がどういう解決に向けて力を発揮するのですか。今、工事は撤回でとまっています。そういうことも含めてこ

の辺のことを41市町村の首長にもきちんと説明して一この県民投票は意義がありますという程度では沖縄県全体の理解は得られないと思います。特に、辺野古、普天間、宜野湾一辺野古で今どういうことが起こっているかわかりますよね。辺野古は賛成、反対で決着つけられるような状態ですか。代替施設の受け入れについて地元はいいと言っているのです。それで今工事が進んでいるわけですよね。我々は民意を示すと言いますが、辺野古にもそれぞれの民意があります。これは違った民意を押しつけるという話ですか。ですから、そういうことも含めて県民投票が一申し上げているように、この問題が解決する、普天間問題が解決するということを皆さん方が41市町村にきちんと説明できないと。一方では辺野古は地元の合意で進んでいるのではないかという温度差があるので、別に補正予算をもらってこれをやる必要はないですねと。そして、今の議論も全部市町村に行きます。議会でも全会一致でできない、いろいろ問題提起されているものについてきちんと答えることができない条例の県民投票は理解できないと思いますが、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法第74条に基づく直接請求は、間接民主制を補完する大変意義のある制度で法律でも認められたものだと思っております。その手続に従って条例制定請求者が9万3000筆の署名を集められ、私どもは県議会に提案して審査をお願いしているところでございまして、その意義というのは極めて大きなものがあるかと思っております。

○照屋守之委員 大変失礼ですが、私は意義の話を聞いているわけではありません。意義というのはもういいです。この条例をつくって今の内容で県民の意思を確認して辺野古問題が解決するというような県の道筋を示さないと、意義はわかっています。ですから、そういう問題意識を持ってこれに対応していかなければ、全県民の理解は得られません。そう思いませんか。ですから、これを出す前に本来は41市町村全部にきちんと整理してからこういうことをやるべきです。先ほどの末松委員の提案ではないけれども、それぞれの市町村でまだ内容もわかっていない、理解もできていないものを我々に迫ることが非常に疑問です。

それで条文ですが、先ほどもありましたがタイトルは直しましょう。普天間飛行場の代替施設としてをつけ加えましょう。これは絶対事実と違います。これはやはり県民の意思を問うということですから、きちんと事実を照らしてやるべきです。辺野古米軍基地建設のためと言ったら、何も無いところに辺野古の米軍基地が建設されるという認識を持つ県民もいます。ですから、第1条に

あるように、タイトルも普天間飛行場の代替施設としてということで意見書を修正してつけ加えましょう。

○池田竹州知事公室長 先ほども辺野古新基地建設問題対策課長からお答えしたところですが、県民投票条例請求の署名の趣旨に当たっては、この条例名で条文を添付して10万筆以上の署名を集め、そのうち9万3000筆が有効署名として請求が出されたところでございます。第1条にも「普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立」と規定されておりますので、条例制定の署名活動等を考えると私ども県から条例のタイトルの変更の意見をつけることは考えておらず、第1条の目的で読み込めるものと思っております。

○照屋守之委員 県民の思いと辺野古米軍基地建設のためのということのタイトルをつけておりますが、先ほど言いましたように、皆さん方は意見書を出しておりますよね。この条文を変えることはできないけれども、意見書を付していますね。先ほどの説明でしたら、この意見書は出す必要はないのではないですか。皆さん方は修正していますよね。このタイトルは提出者の意向を受けてということで説明するのであれば、なぜ意見書を出すのですか。ほかのところを変えていますよね。

○池田竹州知事公室長 私どもが意見書として出しているのは、条例制定の趣旨を損なわない範囲で、なおかつ修正することが適当であるということで法規的な意見も含めて意見書として出させていただいているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、事実に基づいて普天間飛行場の代替施設としてを冒頭に入れて意見をつけるべきでしょう。どうですか。これは事実です。辺野古米軍基地建設というのは事実ではありません。その前に普天間飛行場の代替施設がつかます。これを入れてください。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、県として条例制定請求の趣旨を損なわない範囲で法規などの意見を付させていただいたところでございます。

○照屋守之委員 全市町村のうち、まだ理解していないところがあると言っていますよね。私は、このやりとりをしながらそれぞれの市町村が理解できるよ

うにしているのです。今のように、自分の都合のいいところだけは意見書つけて変えて、本質的なものは変えないというやりとりで本当に全市町村の県民の理解が得られると思いますか。私はそういう観点で言っているのです。これは絶対、意見書を付して変えるべきだと思っています。

次に、第1条に辺野古に計画しているとありますが、今、辺野古は計画ですか。工事が進んでいるのですよね。これこそまさに意見書をつけて直すべきではないですか。実施していますよね。なぜ事実のとおりやらないのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 条例案提出に際しましては、細かいところを県と調整して出すということではありませんので、提案された方々の趣旨について我々が申し上げることは非常に難しいのですが、この文からすると計画している米軍基地建設というところにかかっているのかということが読めるかと思っています。

○照屋守之委員 先ほどから言っていますが、意見書を出しましたよね。意見書は条文を何も読まずに出しているのですか。これを全部チェックして、これはおかしい、これはこうしたほうが良いという形で直したものを提出しているのですよね。第1条の計画は、実際は本当に計画ですか。計画というのは、これから何もないところにこういうものをつくりますというのが計画ですよね。今はどうなっていますか。実施していますよね。ここの文だけは最低限直さないと、これは非常に大きな誤解を与えます。民意を問うと言うのであれば、事実のとおりやりましょう。なぜ皆さん方は意見書に入れてやらないのですか。計画ではありません、実施ですと。ほかのところは直していますよね。なぜここは直さないのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 県におきましては、字句の間違いであるとか、法制的な表現の面から形式的なところについて県として直したほうが良いところを意見の中で指摘したところがございます。

○照屋守之委員 辺野古は今、計画中なのか、実施しているのか、どちらですか。

○池田竹州知事公室長 計画ということで普天間飛行場の代替施設として米軍基地建設のための公有水面の埋立事業は着手しているかと思っています。例えば県のさまざまな長期計画においても、事業に着手して進めながらやっているもの

で計画と使っているものもございます。そういった観点では、国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のためのというところにかかる点においては計画ということでも特に一私どもはそういう観点で意見は付さなかったところをございます。

○照屋守之委員 これは県民に対して客観的に意思決定をしてもらおうということですから、先ほどの冒頭のタイトルの普天間飛行場の代替施設としてを入れない。そして今のように既に工事がスタートして実施しているものをあたかもまだ計画段階だということで条文に入れる。こういうことで全県民的に5億5000万円かけて実施する県民投票が果たしていいのかと。こういうやり方をすると、今の県の対応では非常に厳しいと思っています。ですから、もし改めてやるのでしたら、我々が今指摘したことも含めて皆さん方が真摯に受けてそれをしっかり直してやるということを考えていかないと、これはとてもではないけれども県民の理解は得られないと思います。

第7条に賛成、反対がありますが、これは先ほどから出ております。特に工事が進められているという現状の中で、賛成、反対で問題解決を図るという段階は通り越してしまっています。ですから、あえて工事が進んでいる中で県民投票そのものが計画段階で、賛成、反対で物事を決めていくということが現実としては非常に県民に対して誤解を与えかねないということからすると、賛成、やむを得ず賛成とか、あるいは反対、やむを得ず反対など、極端に言えば今の代替施設は普天間移設に係る問題ですから、普天間飛行場の移設のためにはやむを得ないとか現実に即した選択肢を幾つか考えていく、それが本当の意味での県民の民意をすくい上げることになると思います。賛成、反対では県民の民意はすくえないと思っていますが、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 制定請求代表者の皆様は、辺野古の埋め立ての賛否を明確にするということが目的にあるものと考えております。そのようなことから賛否を明確にする第7条のような規定をつくられたものだと理解しております。

○照屋守之委員 これこそまさに県がこういう文については、現実問題として意見書を付すべきです。そしてこれは投票率の低下にもつながっていきます。賛成、反対の2つの選択肢しかありませんよね。先ほども少しありましたが、この投票率が50%いかない、その中で4分の1ですか、半分もいかない投票率でこれの4分の1だと大変な数字になりませんか。そして賛成、反対の民意

が示されて、100万人の県民のうち半分以下の投票率でさらに25%となったときに、残りはどちらでもないといえられませんか。皆さん方はごく少数の形で—100万人からすると恐らく半分以下になると思います。投票をしていない人の半分以上はどちらでもないといえられたら、この県民投票そのもの自体何のためにやったのか意味がわかりません。ですから、そのためにも明確に反対、賛成、やむを得ず反対、やむを得ず賛成とか、いろいろな広がりを持った形で県民の多種多様な民意を受ける形にしていけないと、反対、どちらかと言えば反対の部分が多いとか、賛成、どちらかと言えば賛成の部分のほうが多いとか、普通の民間の意識調査と同じではないですか。ですから、そういうことぐらいやらないと、これだけのお金、労力をかけて、投票率は低い、そしてその低い中で反対が上回った、賛成が拮抗していた、そして投票していない人はどちらでもないということになりましたでは、一体全体何のためのということになりませんか。ですから、やはり選択肢については今からでも意見書を付して調整する必要があるのではないですか。せめて4つは必要だと思いますが、どうですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、条例制定請求者の趣旨としては、埋め立てに関する賛否を明確にするということ、埋め立てに賛成もしくは反対という2つの選択肢をやられていると理解しております。知事選挙を初め、国政選挙の結果などについては反対の民意が示されたと言ってきたところですが、過去、政府の高官においてもさまざまな選挙には施策などに判断されたものという観点から、辺野古の埋め立てそのものの是非を問う県民投票は、やはりそういった趣旨で行われていく形になることに意義があるものと思っております。

○照屋守之委員 この答弁内容ですが、答弁書だけを見て答弁してはいけません。繰り返し、繰り返し同じことを言って、私が何を聞いても同じような答弁しかできないということは、まさに県民に対して説明ができていないという話です。率直な疑問を聞いているのです。それは先ほどから言っているように、皆さん方は請求者からのものについて修正していますが、私が聞くものについては請求者の意向をどうのこうのと、こういう言い方がありますか。なぜそうなるのですか。一般県民が考えている疑問については、これは請求者の意向だと。そして、そうではない部分については自分たちで意見書を付して直すと。こういう県民投票を自己財源5億5000万円をかけて実施する、そして県民も理解できない、市町村も理解していない、県議会で聞いても答えることができない

いとなると、我々はどうすればいいのですか。

○池田竹州知事公室長 私どもが意見書として付したのですが、私どもの意見書は見ていただければわかるように条例制定の趣旨を損なわない範囲で、主として法制執務面的なところから御意見を述べさせていただいております。既存の条例との整合であるとか、そういったところが中心になっているところがございます。条例制定の中身、制定の趣旨そのものについては私どもの意見というのは付しておりません。また、経費につきましても地方自治法で認められている直接請求制度ですので、それが有効に成立した場合には県としてきちんと予算措置をやる責任も法律上ありますので、そういった形で今回補正予算も含めて提案させていただいているところがございます。

○照屋守之委員 かみ合わないので反対するという、こんな無責任な議論はしていません。この修正は全部趣旨にのっとり皆さん方は意見書を付して修正を出していますが、賛成、反対にやむを得ず賛成、やむを得ず反対をつけ加えることがこの趣旨に反しているのですか。これは行政として辺野古の進みぐあいとか、県民の状況を考えていくと、賛成、反対では決着がつけられないということは皆さん方がよくわかっている話ではないですか。実際やっていて、皆さん方がよくわかっていますよね。県民にはさまざまな思いがあるということも皆さん方はよくわかっていますよね。その県民投票で新たに民意を問うということは、今の現実の県民の思いを酌み上げるから意味があるのです。それがなければ辺野古反対というのは民意でわかっているのですから。ですから、今の思いも含めてこの県民投票をやる意味そのもの自体がよく理解できない部分があるわけです。今きちんと説明ができていないので、私はそのように受けとめております。皆さん方はこういうことについて真剣に考えていない。修正できるけどできていないという。

それと、第10条第2項の「情報の提供に際しては、本件埋立についての賛否両論を公平に扱わなければならない」というものが意見書を付して、「広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする」に変わっています。これはどういうことですか。賛否両論を公平に扱わなければならないというのが消えて、客観的かつ中立的に行うものとするに変わっていますよね。これはどういうことですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 情報の提供に関して、賛否両論を公平に扱わなければならないという部分については、法文上の解釈がわかり

にくいことから修正することが適当であろうと考えまして、日本国憲法の改正手続に関する法律などにおいて広報に関する規定がありますので、こういった条文を参考にして修正意見として意見を述べているところでございます。

○照屋守之委員 皆さん方は提出した県民の思いに沿うような形でということですが、賛否両論を公平に扱わなければならないというのは、県民投票を請求した側の思いです。これがこの県民投票の全てです。それを中立的に行うものとするに変更できますか。せんだって請求者から聞いたらこのように言っていました。「私自身も納得のいく説明があれば賛成することもあり得ると考えております。」と。請求者はそういう形で賛否両論について議論をしようという話です。なぜ皆さん方がそれを奪うのですか。これはおかしいです。請求者はこの前の参考人招致で、納得のいく説明があれば賛成することもあり得ると言っているのです。これは少しひどくないですか。これこそもとに戻すべきではないですか。県民投票の意義すらなくなります。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 原案の第10条第2項の中では、「前項の広報活動及び情報の提供に際しては、本件埋立についての賛否両論を公平に扱わなければならない。」とありますが、広報活動の中には県民投票の意義や方法、あるいは情報の中にはこれまでの経緯や客観的な事実も含まれますので、賛成、反対の意見だけを広報するというものではありません。そういったものも含めて全体的な広報内容、情報内容をまとめる者として客観的、中立的にそれを行うということで修正をしたということでございます。

○照屋守之委員 先ほどの委員からの質疑で、知事も反対と言っているのですがその反対を全面的に出したらいいのではないかという言い方をしたら皆さん方はそれはできないと言っていました。賛否両論をそういう形でやろうとしたら、それはできないと。結局、知事が反対を示しているのです皆さん反対しましょうと、これがあなた方の言う中立的なものではないですか。なぜ、賛否と言って明確にそこを入れて、請求者もそういう意向だと—この中で辺野古がいいのか、悪いのか、賛成なのか、反対なのか、県民投票を本格的に議論する場にしましょうと。そして、そういう説明があれば賛成することもあり得ると言い切っているのです。そういう請求者の思いをなくして賛否というものを落として別の表現にすること自体が先ほどから皆さん方が言っている説明と全然合わないのではないですか。これはもとに戻すべきだと思いますがどうですか。

○池田竹州知事公室長 第10条第2項にある前項の広報活動の前項というのは、「賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに」とございます。この賛否を判断するために必要な広報活動の中には賛成の意見、反対の意見もありますが、客観的な事実も当然入ってくるかと思えます。このままですと、賛否両論ということで客観的な事実についてどうするか、扱いが不明確になるということで、情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとするという形で修正をしております。これは憲法改正の手續に関する法律の広報に関する規定を参考にさせていただいているところでございます。

○照屋守之委員 客観的かつ中立的に情報の提供を行うのでしたら、今、工事が進んでいますよね。もう護岸もつくって工事が進んでいますよね。客観的かつ中立的にやったら現状こうなっていますという説明はしますか。客観的に見ると工事は進んでいるのです。計画ではありません。なぜ、そのとき、そのときで自分たちの都合のいいことばかり言っているのですか。県の行政ですよね。おかしくないですか。そうであれば、客観的に今の工事はこのようになっていますと。そして工事費として幾らかかっていますと。陸上部は施設の再編で幾らかかかって、隊舎とかをつくっていますと。本当に客観的にそういう情報を流しますか。

○池田竹州知事公室長 条例制定の趣旨に従って辺野古に計画している米軍基地建設のための埋め立てに関して、客観的な事実は提供することになるかと思えます。具体的な内容につきましては条例もまだ成立していませんので、今この場でお答えするような状況ではございませんが、そういった形できちんとした情報提供は行っていくものと考えています。

○照屋守之委員 そういうことであれば、やはりもう一度意見書を直すべきだと思います。本当に客観的にそういうことをやるのであれば、タイトルからしてそのようになるのです。そして計画ではない、実施です。客観的に辺野古の工事の説明するという話ですよ。先ほどのものと説明の仕方が全然違います。ですから、我々県議会は県民の代表として今の辺野古の問題を解決する、そしてこの県民投票がどのように役に立つのか、この内容はどうなのかということを実際に照らし合わせて真剣に議論しています。一つ一つ答えることが違って、後で舞い戻るとこういう客観的なものもやると。それはどういうことかと言うと、辺野古の工事そのものも説明するという話ですよ。でしたら、これは第1条から全部違うのではないですか。普天間飛行場の代替施設として行う、計

画も工事が進捗するとか、そして選択肢も2つではなくて3つ、4つつくると。皆さん方がずっとしてきた説明は、この意見書を直して新しくいいものにつくりかえるということでない限りは、県民は理解できないのではないですか。

第12条の原案「市町村の事務とすることができる」を「市町村が処理することとする」に修正していますが、この違いは何ですか。もう一度説明してください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 原案では、「市町村の事務とすることができる」ということで、できる規定の形になっていますが、県としましては、市町村でなければ県民投票に係る事務は執行できないと考えておりまして、地方自治法の規定に基づいて県民投票に関する投票事務に関して市町村に移譲したいと考えているところです。そのためには、「できる」という規定では市町村に事務を移譲したことを定めたことにはならないという法規的な面から、市町村への事務の移譲を定めている他の条例等を県の条例と同様に、「することとする」という形で修正することが適当ということで意見を付しているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、何が違うのですか。例えば、「市町村が処理することとする」というのは、ある程度の強制力があるのか。「事務とすることができる」というのは市町村の意向に沿ってやってもいい、やらなくてもいいという違いなのか、そこを説明してください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今おっしゃったようなことと似ていることですが、「できる」といいますと義務的なものを移譲しているという形にはなりません、義務として市町村に権限を移譲するためには、「することとする」ということで義務づけを行わなければ権限を移譲した形にはならないということで、「できる」規定ではなく、「することとする」という規定に修正することが適当と考えているところでございます。

○照屋守之委員 ということは、これは市町村の意向は別として、強制のような感じで県からおろすという理解でいいですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法の規定に基づいて市町村に事務を移譲することということでございます。それに際しては市町村と協議をしなければならないと定められておりますので、私どもは協議をしているところでございます。

○照屋守之委員 協議をすることは当然ですが、請求者の事務とすることができるというのをあえて、市町村が処理することとするに変わるこの意味です。協議であればどちらでもいいわけで、「事務とすることができる」ということで協議をすればいいという話ですよ。ですからここは強制的に皆さん方は処理しなければいけないということをするために、これは県の条例で決まったので皆さん方はやらないといけませんということはその条文によってやろうとするわけですよ。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 先ほどから申し上げておりますが、この県民投票というのは知事選と同じ規模で行われるものでございまして、41市町村の協力がないと不可能だと我々は考えております。そのため、原案の第3条では、「県民投票に関する事務は、知事が執行する。」となっておりますが、先ほど申し上げたとおり県が直接執行することはできないということですので、あわせて第12条において、原案では、「することができる」となっておりますが、このままだと何も動かない状態になりますので、「市町村が処理することとする」ということで市町村にやっていただくことを明らかにして初めてこの事務が動くということになっております。ですので、この修正につきましては、条例制定請求者が望んでいる県民投票をしっかりと適正に執行するために必要なものということで修正したということでございます。

○照屋守之委員 大変な変更ではないですか。これこそ請求者の意向を無視して—これはそれぞれの市町村と協議をして、市町村の自主的な同意のもとこういうことを決めたら、いやいや県がこういうことをするとそれができないのである程度処理させるという、そういう条例をつくって可決させてこれを押しつけていこうという話ですよ。ですから、請求者は先ほど言ったように、こういう議論を通して今はこういう考え方だけでも、賛成をする立場でもあるという説明をしています。そういう説明をしているので、当然市町村に対してもこういうことをやりなさいと強制するのではなく、市町村も考えながら県と一緒にやってくださいということを考えていますが、皆さん方はこうしたら進まないの、ある程度強く処理することとするということで条例をつくって県議会に責任を持たせて、これが決まったのでこれでやらないといけないという。こういうやり方がありますか。なぜこういうことをするのですか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法第252条の17の2の規定に基づきというの

は、請求者も言っているところでございます。ただ、請求者の「することができる」では、その規定に基づいて事務を市町村の事務とすることが我々にはできないと考えております。地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例というのは、かなりの数がございます。その全ての事務処理の特例において、「市町村が処理することとする」と私どもはそのように定めております。その整合を図るために修正の意見を出しているところでございます。

○照屋守之委員 それがおかしいという話です。これは強制ではないですか。皆さん方はどちらにせよ、先ほど同意を得ていない市町村が幾つかあって、協議をするということは当たり前の話ではないですか。ですから「事務とすることができる」、きちんと説明してやるのが筋であって—これは県の条例ですということを盾にして、こういうやり方は地方分権を生かそうとか、そういう法的なものにも反するのではないですか。こういうやり方は絶対おかしいです。請求者の意向も無視して、ある程度強制的に—これも条例で決まったので処理しないといけないということで上からおろすわけですよ。こういうやり方をして、目的も非常に曖昧で、ですからもう一度これは意見書を直したらいいと思います。これはちょっとおかしくないですか。皆さん方はこれが当たり前ですか。市町村からすると大変ではないですか。プレッシャーがかかりませんか。今までは「することができる」と言って、それでしたら考えてやりましょうというものが、あなたたちはやらないといけないですよ。これは条例で決まりましたと。おかしくないですか。

○池田竹州知事公室長 事務処理特例に関する条例の県の規定上、「処理することとする」という規定で全て市町村とはこれまでさまざまな条例でやりとりをしているところでございます。ですから、委員御指摘のようなことにはならないものと考えております。

○照屋守之委員 市町村はなりません。県の条例で決まって、かくかくしかじかですから、市町村はそうしないといけませんと条文にあつたら、そうなります。それが決まり事ですよ。これが法律です。法律の趣旨を曲げてこの条例をこれだけいじったら大変です。皆さん方は皆さん方の立場で考えるからそうなのです。市町村の立場で考えたらどうなりますか。今までこれはすることができますとある程度選択ができましたが、それができなくなったと。この違いは大きいと思います。ですから、ここも直さないといけません。謝花喜一郎さんが知事公室長のときにこの県の条例でもって市町村に事務を強制するということ

は、今の自治法上は難しいのかなというふうに考えているところでございます。ですから、今の県の条例ではそれができないので、今みたいに新しいものをつくってやろうとするわけですね。こういうやり方が通りますか。

○池田竹州知事公室長 地方自治法第257の17の2の規定に基づいて事務を移譲しようとした場合には、「できる」規定では移譲できないと私どもは考えております。そのため、全ての県の事務処理特例条例で「することとする」と定めているところがございます。これだけを特例扱いしているということでは決してございません。謝花副知事が知事公室長時代に答えられていたものも事務処理特例条例で移譲したものは市町村の事務ということになりますので、市町村が実施の義務を負うということになるかと思えます。ただ、強制することに関しては難しいというような趣旨を答えられたものと考えております。

○照屋守之委員 ですから、強制しないような内容にここは戻してください。いずれにしても、市町村とは協議するのですから。そして、この経緯は全部市町村に行きます。皆さん方執行部はこれで押しつけたとしても、議会はこれでは済みません。補正予算を組むときにはいろいろな審査をします。県議会でこういう議論があった、ああいう議論があったと。そうなるとうどうなりますか。それぞれの市町村議会でこういうことをやると思えます。これで本当に県民の合意を得て一皆さん方は1つの市町村でもこれができなければ県民投票を実施できないと言っていますよね。そのための下準備とか、何の対応もしないわけですね。それを我々県議会に全て預けて、こういうやり方が通りますか。

○池田竹州知事公室長 まず、第74条の規定に基づき請求がなされた場合には、法律の規定で私どもは20日以内に議会に条例を提出する義務を負います。ですから、何もしないというわけではなく、20日間の間でしか動けないわけです。ですから、その間に市町村と協議を行い、35の団体からは同意を得ました。残りの6市につきましても、県議会での採決の状況などを勘案したいということで回答が保留になっていますので、引き続き可決された場合には速やかに協議を継続して理解を求めていきたいと考えております。私どもは20日間という法律の規定があるということでこういう形になっていますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○照屋守之委員 今、説明をしたとおっしゃいますが、今まで言われた普天間飛行場の代替施設の事実関係やその計画—実際、具体的に実施しているような

計画になっているとか、今まで「事務とすることができる」という部分を「処理することとする」に変えて少し強めになりましたということも含めて全部説明しているのですか。それをした上で理解しているところとまだ理解していないところがあるのですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 8月31日と9月3日だったと記憶していますが、市町村に集まっていただきまして説明会を開いたところです。その中で条例案の第12条につきましては、我々としては市町村に移譲したいということでこのような修正意見を述べるということは御説明申し上げたところです。

○照屋守之委員 「することができる」という選択制とある程度強制するという説明をして、市町村はこれで理解しているのですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 事務処理の特例に基づきまして市町村に事務をおろすということは説明させていただきました。

○照屋守之委員 これは恐らくわかっていないと思います。事実には照らしてこの条文が一先ほど言いました代替施設の件とか、計画の部分とか、幾つか選択肢をつくるということも含めてこれは恐らく理解されていないとっております。そのときはこういう問題はできなかつたわけですよ。それと先ほどからありますように、4分の1の部分はどうのように意思決定といいますか、評価といいますか、少し流れを説明していただけませんか。投票率が大体どのくらいとか、この辺について……。

実は、私が指摘したことも含めて、ぜひ県の意見をもう一度確認して直してもらいたいという思いが一つあります。これは要望しておきます。それと、この条例で県民投票を実施しますよね。これはいろいろな法律も含めてこういう形で県にもととなる法律などがあって、そこを直して恐らく条例をつくるわけですが、このもとのものに対する今のやり方というのは大丈夫かという思いがあります。地方分権ということもあって、それぞれの市町村ときちんとやらないといけないという、それで自主的なものなども含めて市町村の権利というのは非常に大きいではないですか。それと住民も含めてこういうものがある中でこれだけの選択肢しかない、このやり方しかないということになると、これは行政的な立場からそうですが、地域住民からもなぜこういうやり方をするのかと。議会を通るにしても県民投票そのものの自体が無効ではないかと訴訟みた

いなものに発展するおそれはありませんか。こういう対策は考えていますか。想定していませんか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 今回の条例制定請求につきましては地方自治法の規定に基づき適法な手続を経て出されたものと考えております。その規定にのっとり我々は提案し、今、議会にお諮りをしているところでございます。その議会において条例案が可決されるのであれば、その条例に従って適正に執行するということになるのではないかと考えております。

○照屋守之委員 少し現実的な対応ですが、先ほどからずっと言っておりますように、この問題は協議とか交渉という段階を超えて司法ですと判断をしてきて、そして撤回があり、今後国がどういう形でやるかまだわかりませんが、仮にまた司法の判断に委ねることになったときに、今、我々が検討している県民投票の成果などが司法の結果とは全く別の判断になりますので、県民の意向とは別の形で動いているという実態があって、我々は議会の立場としてそれをどういう形で整合性をとるのかという説明が県民にできるような状況ではありません。この県民投票の結果とこれからの裁判との関係についてはどのように考えていますか。

○池田竹州知事公室長 今の段階でまだ国は法的な何ら手続は行っておりませんので、そのような状況で県民投票と裁判の関係についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っております。

○照屋守之委員 例えば、県も弁護士とかさまざまな識者といろいろ相談をしながらやるわけですが、その方々の指導といいますか、そういうことも含めて今進められている辺野古埋め立て反対、基地をつくらせないという県の行政的な動きと県民投票の結果の部分についてはどのような認識ですか。

○池田竹州知事公室長 県民投票が実施されまして第9条に基づく基準に達したときには、知事はその結果を尊重しなければならないと定められておりますので、そのような形になろうかと思っております。

○照屋守之委員 高裁の判事まで務めた方がよく投稿などしたりしますが、撤回や県民投票みたいなものも含めて現実的に判事としてかかわってきた人の言い分は、やはりどの段階でもやればよいというものではなく、何もないときに

やるべきであって、工事がどんどん進んでいったら幾ら裁判になっても既成事実が積み上がっていけば県民の意思や建てかえとかというのはなかなか功を奏しないというようなことを言われていて、私も素人的に考えてもそれはそうだなということがあります。やはりタイミングが非常に大事だと思います。本来は撤回もそうですが、県民投票ももう少しきばきと迅速に手を打つことが当然のことだと思います。これだけ遅くなって、なおかつ撤回と県民投票が重なっている時期というものについて、問題解決というところがどうなっていくのかということも個人的には非常に遅いという思いもあります。ですから、そういう観点も含めてこの条例を逐一チェックしながらやるわけです。この投票率というものについてどのぐらいの目安で県民投票の評価といいますか、それをしていくのかという、ここにも大きな課題があると思いますが、県民投票の場合、投票率はどう見ますか。

○池田竹州知事公室長 あくまでも条例が成立した後、私どもは賛否だけではなく、県民投票の投票率を上げるための周知活動についてはきちんと取り組んでまいりたいと思います。ただ、一概にどの程度の投票率があればいいのかということとはなかなかお答えしがたいものかと思えます。この条文の規定では第9条にあるとおり、賛否いずれかの結果が投票資格者総数の4分の1に達したときには、知事はこれを尊重するという規定がございますので、一つには条例上はこの規定が目安になろうかとは思っています。

○照屋守之委員 やはりこの意見書をもう一度直して、投票率も非常に大事だと思います。県民の51%を超えないと開票しないとか。そして、特定のものを一つの問題について県民投票という手法を使うわけですから、そこには投資もする、そしてある程度の数値的な目安をつける。そして51%以上なければ開票しない、それ以下で結局賛否があるということになるとたとえ40%でも100万人のうち40万人、40万人のうち6割で24万人、24万人対16万人という構造になったときに、140万人の県民で100万人の有権者がいて二十五、六万人でこういうものが意思決定できるのかということ、これはできません。むしろ五十何%投票しない人と反対の部分がくっついてどちらでもないという人が多いという数字になっていけば、何の意味もありません。ですからそういうことも含めて今の修正意見を取り下げてください、少し修正して再提出していただきたいということを要望して終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 まず、手続の問題ですが、署名簿の閲覧はどういう形でなされましたか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 署名期間は5月23日から7月23日まででした。7月23日の署名期間終了後、各市町村の選挙管理委員会へ請求代表者は10日以内に署名簿を提出することになっております。提出を受けた各市町村の選挙管理委員会は、20日以内に署名簿を審査し、有効署名数、無効署名数を証明することになっております。その後、一週間縦覧に供し、その結果を請求代表者へ署名簿とともに返付をするという手続になっております。

○金城勉委員 市町村の議員から私に問い合わせがありまして、市町村の選挙管理委員会での1週間の閲覧の事前通知がなくて、終了後、インターネットに終わりましたというアップがあったらしいのですが、そういう状況は把握していますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 県にそのようなお話は届いておりません。

○金城勉委員 もし、そういうことが事前になされなかった場合はどうなりますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 地方自治法の施行令であったと記憶しておりますが、あらかじめ期間と場所を告示するという規定になっております。

○金城勉委員 ですから、それができていない場合は。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 あらかじめ告示しなければならないという規定にはなっておりますが、罰則のような規定は設けられておりません。

○金城勉委員 その瑕疵によって無効になるということもないということですか。そういう情報があったので、少し確認したかったのです。これが後で問題

にならないように、確認をお願いします。もう一つは、先ほどから議論になっていますが、例えば、事務委託をする市町村の事情によって、何らかの理由で市町村の中で実施ができないことになった場合は、県民投票は実施できないと解釈していいですか。

○**渡嘉敷道夫基地対策統括監** そこまでの細かいことは条例の中には書かれておりませんが、県民投票であれば、県民ということで41市町村全体で行うことが前提であると考えております。

○**金城勉委員** 条例案も出て、議会で審議し、県民投票に向けて進めようとしている具体的な段階に来ているわけです。そういう段階に来て答えられないということではいけないのではないですか。明確にこういう方法でできると。あるいは、市町村の協力がなければできないということを明確にすべきではないですか。

○**渡嘉敷道夫基地対策統括監** 先ほども申し上げましたように、41市町村の協力といいますか、その事務の実施がなければできないと考えておりますので、県としましては41市町村全体で取り組んでいただけるように努力したいと思っております。

○**金城勉委員** ということは、市町村の協力がないと県民投票は成立しないと理解していいですね。

○**田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事** 県としましては、市町村の協力を得て全ての市町村で実施していただきたいと考えております。万が一、協力を得られない市町村がありましたら、当該市町村で県民投票は実施されないということになります。その他の市町村では実施できると。しかし、それが県民投票と言えるのかということになるかと思っておりますので、全ての市町村で実施されるように、今後、協力が得られるよう丁寧に御説明申し上げたいと考えております。

○**金城勉委員** 何らかの理由でどこかの市町村が実施できない場合は、残りの市町村で実施をして、その評価がどうなるかは結果を待つしかないという理解でいいですか。これは非常に重要なポイントなので、しかるべきところとも連携し、確認しながら、明確にすべきです。よろしくをお願いします。それから、

もう一つ、資格者総数は現時点で計算すると何名になりますか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 6月1日現在で、115万8523名となります。

○金城勉委員 115万人の4分の1となると、約28万人になりますね。その28万人に届かない場合、4分の1以下にとどまった場合はどうなりますか。

○池田竹州知事公室長 原案の第9条で、賛否いずれかの過半数の結果が投票資格者の4分の1に達したときという規定がございます。これは達したときの尊重規定になりますので、達しない場合にはこの規定の適用がないということになろうかと思えます。

○金城勉委員 ということは、県民投票の意義がなくなるということですか。

○池田竹州知事公室長 間接民主制を補完する制度として地方自治法で認められている直接請求が有効に成立して、可決された場合には県民投票が行われると思えます。当然、周知は一生懸命やっていくつもりですが、第9条の数、いわゆる尊重義務規定に達しないから全く意味がないかということ、必ずしもそうとは言えないと思えます。

○金城勉委員 もちろん意味はありますが、その規定に達しない場合の評価の問題です。

○池田竹州知事公室長 今はまだ条例も成立していないですし、賛否いずれかの結果が4分の1に達していないものの評価については、現時点でお答えするのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 まず、第1条で、普天間飛行場の代替施設としてという部分がタイトルにあるかないかについてですが、私も署名をいたしました。黄色の署名簿だったと記憶しておりますが、開くと受任者の記入欄があって、同じページに条例の第1条から第13条までが全てタイトルとともに列記され、めくる

と署名欄があるという構成になっていたと思います。すなわち、署名者はすべからず条例のタイトルと第1条の条文に全て目を通した上で、署名かつ捺印をして県民の会に届けられていると理解しておりますが、間違いはないでしょうか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 署名簿のつづりとしましては、委員のおっしゃったとおりでございます。

○宮城一郎委員 それでは、タイトルと条文については、県に上がってきて県議会に付議されているものとの行き違いはないということでしょうか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 そのとおりです。

○宮城一郎委員 続いて、市町村の自治体で県民投票が受け入れられなかったケースについて、これまでいろいろとお話がありました。その1つの例として、市町村議会が補正予算を可決しなかったケースがあったと思います。県としては引き続き41市町村が全て協力いただけるような形で協議をしていきたいということですが、例えば、署名をした市民が居住する市町村議会がこれを否決した場合、何か市民にでき得ることはあるのでしょうか。

○池田竹州知事公室長 一般的なものになるかもしれませんが、全市町村で署名はありますので、例えば、それぞれの議会に可決の要請、あるいは要望書を出すなどの手続はとれるものと思っております。

○宮城一郎委員 続いて、設問の部分について、賛否だけではなくもっとふやしたほうがいいのかという流れの中で、これまでの沖縄県と政府との間で辺野古の問題、移設先の問題のヒストリーを確認させていただきたいと思っております。この問題が上がってから、県政は稲嶺知事で2期、仲井眞知事で2期、そして翁長知事、玉城知事と移ってきて、これまで県知事選挙が6回行われているのですが、この中で現行の辺野古沿岸に埋め立てを伴うV字型滑走路の計画について、知事選で争点化され、かつ県民に承認された事実があるのかどうか、教えてください。

○池田竹州知事公室長 辺野古沿岸に埋め立てを伴うV字型滑走路につきましては、平成18年5月、県と十分な協議がなされないまま閣議決定がなされてお

りますが、それ以降、知事選においてV字型滑走路の容認を公約に掲げて当選した方はいないものと考えております。

○宮城一郎委員 この間、県議会を含めて、政治が解決に向けていろいろと努力してきた部分もあると思います。例えば、稲嶺知事においては、北部陸上の軍民共用空港、それから、15年の使用期限、沖合案や沿岸部ヘリポート案等々、県知事、あるいは地元の自治体等々でもさまざまな要望を上げながらだったと思います。その都度、県が落としどころと定めていろいろな条件を出しながらも全て打ち返されてきました。当時、私は一般県民として報道等を見ながら感じていたのですが、V字型滑走路に至るまで、県政として政府と本当に深い議論がなされたのかどうかということをお教えください。

○池田竹州知事公室長 当時の稲嶺知事が公約に上げました軍民共用空港、そして、15年の使用期限を定めて、その後は民間空港とするという形での条件について、政府もこれを踏まえた閣議決定を行っております。ただ、その後、平成18年に前提条件や地元の意向を無視する形で、この閣議決定は一方向的に廃止され、その後、V字案が出てきております。その後、引き続き選挙においても辺野古に新基地をつくらせないという民意が示され続けてきているところですが、残念ながら、それらは無視する形になっていると思います。

○宮城一郎委員 それでは、今、辺野古の沿岸部で進められている工事等々は、さまざまな政治努力や行政努力の結実ではなく、どちらかというと中央政府、あるいは官庁が、我々はこう決めたのだから、あなたたちにはこれをのんでもらうしかないという経過だと解釈していいですか。

○池田竹州知事公室長 先ほどの稲嶺知事時代の受け入れ条件につきましても、残念ながら、それらの閣議決定は廃止されているという事実がございます。その後のV字案につきましても、地元の合意等がとられたものではないと考えております。

○宮城一郎委員 そういう状況であれば、これは決して落とすどころではなくて、沖縄県民の中には諦めや妥協といった今の計画に対する複雑な思いが存在するのではないかと感じておまして、そういう決められたゴール—沖縄県民として民主主義における自由な意思表示が許されない中で、今のゴールと思われるものに対して我々は賛否を表明していくことしかできないわけで、沖縄県

民はある一定の制限の中で選択肢をふやさざるを得ないという状況だと思うのですが、私の解釈は合っていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 今回の条例案では、第2条において米軍基地建設のための埋め立てに対して県民の意思を的確に反映させる目的を達成するため、本件埋め立ての賛否について県民による投票を実施するとされておりまして、賛否の県民の意思を明確に表明したいということで今回の条例案の制定請求がなされたものと考えております。請求人のお話にもありましたが、これまで声を上げ続けてきたがなかなか聞き入れてもらえないということで、今回、さらに大きな声で発言しなければならないという趣旨で述べられたと考えております。

○宮城一郎委員 言わずもがなでしょうが、請求人の意図は、我々沖縄県民の自由な思いをそのままダイレクトに表現できるような県民投票があるべきであって、賛否いずれかで県民の意思を諮っていききたいということであると考えておりますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○池田竹州知事公室長 委員の御指摘のとおりで、私どもも請求者の意向をそのように考えているところです。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
親川敬委員。

○親川敬委員 第5条の関係では、6カ月以内に投票日を決めるということになっていますが、その際、市町村長の皆さんの対応や市町村議会での議決などによって、半年の間で投票日を決めるタイミングとしてはどの辺を想定していますか。

○池田竹州知事公室長 事務を市町村に移譲することにつきましては、地方自治法の規定に基づき市町村長と協議を行っている最中で、6市が回答を保留しているところです。条例が可決された場合には、回答を保留としたところに丁寧に説明するとともに、それぞれの市町村が県民投票にかかる必要な予算を議会にかけますので、市町村と連携して市町村議会の同意が得られるように協議をしてまいりたいと思います。そういった手続が要りますので、例えば、来月すぐにできるということにはならないと思いますが、その辺は市町村との調整

状況も踏まえて、半年の中で知事と調整しながら実施時期を決めていきたいと思っております。

○親川敬委員 丁寧な説明が必要ということは当然なのですが、6カ月というスパンが決まっている中で、市町村は定例会が12月や3月にあるので、それらとの兼ね合いを考えてシミュレーションをしておくべきだと思います。これは要望しておきます。それから、第9条関係で、告示については4分の1という条件がついているようですが、告示は法律行為なので、告示の条件についてはどのように理解をすればいいですか。

○田代寛幸辺野古新基地建設問題対策課副参事 投票資格者総数の4分の1以上に達したときに告示をすることになります。

○親川敬委員 前回の平成8年の告示を見てみると、有権者から始まって賛否が幾らあったとか、細かい数字まで告示をしていますが、今回、仮に4分の1に達しなかった場合、県民にはどういう知らせ方をしようと考えていますか。告示行為はできないにしても、何らかの形で県民には知らせるべきだと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○池田竹州知事公室長 条例が可決された場合には、投票率を上げるためにできる限りの周知を行っていくつもりでございます。告示に満たない場合、どのような対応をとるかについては、全体の中で今後検討させていただければと思います。

○親川敬委員 検討する方向性として、法律として告示行為はできないにしても、投票の結果は出ているわけですから、そこは広く県民に知らせるべきだと思います。その辺も含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。それから、第10条で情報提供について書かれていますが、この情報提供はいつからスタートができるのでしょうか。投票日の告示の日からいろいろなことができる場合もあるし、県民投票の条例が可決されたら情報提供しようと考えているのか。県民投票に対する広報活動のスタートの時期はいつを考えていますか。

○池田竹州知事公室長 条例が可決された場合には、知事公室の中に平成8年のときと同様に県民投票を行うための組織を立ち上げる予定にしております。その組織においてさまざまな事前準備を行いまして、それがいつからかはすぐ

にお答えできませんが、準備が整い次第、必要な情報発信を行っていく必要があるだろうと思っております。

○親川敬委員 県民に広く知らせるために、条文には10日前までの告示とありますが、県民投票については体制を整えばすぐにでも県民への広報活動をすべきだと思います。その辺も含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、平成30年第6回議会乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後、委員長が各委員に修正案の提出に係る手続の説明をした後に次回の開会日について協議した結果、10月16日火曜日の午後1時15分から委員会を開くことで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。
次回は、10月16日 火曜日 午後1時15分から委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟